

第六十八回 参議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会会議録第四号

昭和四十七年四月二十一日(金曜日)
午後三時十七分開会

出席者は左のとおり。
理事

委員

国務大臣
国務大臣
政府委員

防衛施設庁総務
部調停官
防衛施設庁事務
部長
安斉 正邦君

楠 正俊君
剣木 亨弘君
丸茂 重貞君
川村 清一君
戸叶 武君
藤原 房雄君
星野 力君

今泉 正二君
長田 裕二君
堀木 又三君
片山 正英君
龜井 善彰君
古賀雷四郎君
榮立 芳文君
園田 清充君
竹内 藤男君
西村 尚治君
宮崎 正雄君
山内 一郎君
鈴木美枝子君
松井 誠君
宮之原貞光君
山崎 昇君
宮崎 正義君

本日の会議に付した案件
○北方領土問題対策協会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○沖繩及び北方問題に関する対策樹立に関する調査
(沖繩の復帰に伴う通貨切換え問題に関する件)
(物価対策に関する件)
(振興開発計画に関する件)
(完春防止対策に関する件)
(返還協定に関する件)
(雇用対策に関する件)
(軍艦職者対策に関する件)
(県移行に伴う条例等の準備状況に関する件)
(軍用地の契約問題に関する件)
(対米請求権に関する件)

事務局側
常任委員会専門
員
伊藤 保君

説明員
防衛庁長官官房
防衛審議官
法務省刑事局公
安課長
近松 昌三君
外務省アメリカ
局外務参事官
橋 正忠君
労働省職業安定
局雇用政策課長
関 英夫君

北方領土問題対策協会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取します。山中総理府総務長官。
○国務大臣(山中貞則君) ただいま議題となりました北方領土問題対策協会法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

北方地域すなわち、齒舞群島、色丹島、国後島及び択捉島は、わが国固有の領土であるにもかかわらず、第二次大戦終結後ソビエト社会主義共和国連邦に占拠されたまま現在に至っております。このため、これら北方地域の元居住者は、終戦後間もなく全員引き揚げを余儀なくされ、今日に至るまで帰島することはもちろんのこと、その周辺の漁場において漁業を営むこともできませんという状況に置かれております。また、北方地域において旧漁業法に基づき漁業を営む権利を有していた者等については、本土において戦後とられた漁業制度改革に伴う漁業権補償の措置をとることができないため、本土側の旧漁業権者等に比し不利な地位に置かれております。

このような北方地域の施政について存する特殊事情及びこれに基因して北方地域の元居住者、同地域の旧漁業権者等の置かれている特殊な地位等にかんがみ、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(昭和三十六年法律第百六十二号)に基づいて、北方領土問題対策協会にこれらの者の営む漁業その他の事業及びその生活に必要な資金を低利で融通させ、その事業の経営と生活の安定をはかるため、国から基金として十億円を同協会に交付いたしております。

しかしながら、これらの北方地域の元居住者、旧漁業権者等の最近における長期資金の需要の動向等に照らしますと、同協会の基金十億円の運用

により貸し付け得る資金量のみではとうてい十分とはいえない状況にありまので、同協会が別途長期資金を借り入れ、これをこれらの者に対する貸し付けの資金に加える必要があるため、この法律案を提案した次第であります。

以上の理由から、この法律案においては、同協会が従来年度内償還を原則とする一時借り入れ金しか借り入れることができなかった点を、長期借り入れ金をも行なうことができるように改めることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概略であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○理事(鈴木亨弘君) 次に、沖繩及び北方問題に関する対策樹立に関する調査を議題といたします。これより質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○宮之原貞光君 大臣は、沖繩は日本のアルサス・ロレーンであるという評があるわけなんです。が、御存じでしょうか。御承知のように、アルサス・ロレーンは、第一次大戦と第二次大戦後と、二回にわたって祖国フランスに復帰をしたところの歴史を持っているわけですが、その復帰のあり方というのは、第一回目と第二回目との非常な違いがあるわけですが、一体沖繩の復帰のしかたはどちらの範疇に入るだろうとお

考えですか。

○國務大臣(山中貞則君) 私は、第二回目的範疇に入らなければならぬと考えて懸命に努力をいたしてまいりました。しかしながら、県民百万に近い方々の個々の利害関係、その他生活の実態の問題からいって、あるいは、アルサス・ローレンの第一次に、現地の事情をよく踏まえた施政を母国が行なわなかったというところによる混乱が起りましたことを、一部において指摘されている点も私は肯定いたしております。これを解消すべく、また、これは本土のほうで解消しなければならぬ義務を負ってあるわけでありまして、なおかつ、微力でございますが、絶対にアルサス・ローレンの第一次の轍を踏むことのないように努力をしてまいりたいと思っております。

○宮之原眞光君 長官自体もお認めになっておりますように、心がまえとしては、第二次の復帰の方向にやりたいということで、非常な努力をされたということでございますが、現実には、やはり私は、第一期の復帰当時と同じような状況を描き出しておるのではないかと思うのであります。それは、復帰とは一体何でしょうね、こうつぶやいているところの沖繩の現地の主婦のことばが、私はそのことを端的に物語っていると思うのであります。このような素朴な疑問が、これまでの本土復帰への期待に変わって、広く県民の心の中に頭をもたげ始めてきておるといことは、私は否定できないところの現実であると思っております。軍用地復元補償費の本土政府による肩がわり問題、さらには、極東放送の政治的存続などへの疑惑、これは沖繩県民の心の奥底に深くよんでおるところでございますけれども、本日は、これは長官の所管外のことでございますので、まず私は、その問題ではなくて、現在県民が最も不安に思ひ、不満としておるところの通貨問題について具体的に尋ねたいと思います。

この問題は、通貨闘争と呼ばれるほどに現地で大きな問題になっております。私は、この件に

関しまして、二月十六日の政府の緊急措置、さらには、去る十四日の衆議院大蔵委員会におきますところの附帯決議等、山中長官の努力はそれなりに高く評価しておるものでございますけれども、あれだけで私はこの問題が解決されたとは見ておられないのであります。一体、大臣はあれでもう精一ぱいだとお考えになっておられるのか。それともまた、今後どのような具体的な手だてをされようかと考えられているのか、そこあたりを、まずお聞かせ願いたいと思ひます。

○國務大臣(山中貞則君) 復帰が五月十五日に延びたことも手伝ひまして、昨年の十月九日チェックいたしました後の、沖繩県民個々、もしくは、県経済全体としての成長率中、ドル受け取りの収支の黒になった部分、その部分についての措置が実質上し得る余地がないかという点について、私も非常に頭を悩ましておるわけでありまして、これをどのようにして——県民個々に帰属する数量を計算不可能でありますし、かと言つて、その後の成長率のドルに関する分について差損を認めないということは、理論的にも、現実的にも問題が残ると思ひますので、これはさらに私のほうで具体的な検討をしてみたいと考えておるところであります。

○宮之原眞光君 非常に抽象的な答弁でございますが、よくわからないのです。ほかの委員会では、おそらく大臣は相当具体的に答弁しておられるから、本委員会でもその程度にしかお答えできないと思ひますけれども、私は、やはり、本委員会での大臣のそれに対するところの具体的な見解を、初めてお聞きするわけでございますので、どうぞ、もう少し具体的にこうこうしておると、こういうお話しを願ひたいのであります。少なくとも、いままで報ぜられていたときには、公務員とか、あるいは比較的に大きな企業の労働者の、たとえば給与の切りかえの問題等は、ある程度前進をしておるといふことは私も承知をいたしております。しかしながら、たとえば民間の金融機関におきますところの職員の、この三百六十円への切りかえ

問題は、日銀、大蔵当局が外貨預託制に對しまして難色を示しておるので、非常に困難性があるところ言われておりますし、このことについて、一体どういう打開策をしようかとされておられるのかお聞きしたいし、特にまた、これらの問題を端的に、私も事例を引いて申し上げますと、その金融機関の、ある、東京の出張所の職員の給与あたりは、円の切り上げの実施された十二月と、変動相場制に移ったところの八月以前と比べますと、最高四万四千七百五十一円から、最低八千七百三十六円までの減額があると、こう言われているくらいでございます。この問題をそのまま、大蔵省や日銀が難色を示しておるからと言って、これに對するところの打開策がないということでは困ると思ひのであります。そこあたりをひとつお聞きしたい。

あわせて、いわゆる零細企業の労働者の救援が、はたして、先般の大蔵委員会の附帯決議で十分なのかどうか、そこあたりについても大臣の所見を承りたいと思ひます。さらにまた、実際の切りかえになりますと、実際の通貨の交換というものは、おそらく私はそのときの実勢のレートで行なわれるのじゃないだろうかと、こう見ておるのですが、そうでなければ幸いにして、もし、実勢レートでこの切りかえが行なわれるとするならば、円高の今日におきましては、それこそ一般も、三百八円どころか、ちょうど二、三週間前の三百一円、あるいは三百二、三円前後で切りかえられるという状態にもなりかねない。こうなりますと、私はやはり現地の皆さんには非常に大きな損害を与えるものと見ておるだけに、こういう問題に對して、具体的にどういう手だてを講ぜられておるのか。そのところを詳しくひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(山中貞則君) わかりました。私の答弁が少し先走っていたやうであります。いままでにとりました措置というものを、あらためて申し上げますと、琉球政府との間で合意いたしました措置は、まず、産業開発資金特会の融資に對して

十億の追加をする。さらに、大衆金融公庫の融資について一種の對象とする七億六千万の追加をいたします。この二点で、一応現地の企業の融資面は話はいいたわけでありまして、さらに、融資で解決できない金融機関というものについては、本土のほうに貸し倒れ準備金の繰り入れ限度が千分の十二に今日なっておりますが、琉球では現在千分の十であります。しかし、現地の積み立て実績を見ますと、課税積み立てを大体十八から十五ぐらゐのところまで実際上いたしておるようでありまして、その資力は十分にある。そこで、それを千分の十五まで繰り入れ率を引き上げることによつて、現地で当初百億の預託を要望しておられたが、その預託によるメリットは三億四千万でありましたけれども、この貸し倒れ引き当て金の繰り入れ充当率を千分の十五にすることに、よつて、約四億のメリットが出るということで、これらの金融機関の職員等の切りかえ等については、すでに順調に進んでおるわけでありまして。なお、公務員あるいは電力供給公社、あるいは開金、そして琉球政府が引き継ぐ水道公社、そういうもの等についても公務員と同様の、本土の職員でありせば、学歴あるいは勤務年限等に相応する等級号俸に当てはめて、直近上位をとることによつておのおの解決をする。それに対して不足する分は差額手当を支給するというところで一応現地の団交等も終わっているわけでありまして。

そこで、私の念頭に絶えずひっかかっておりましたのは、はたしてその措置でもってどこまで、どの程度まで現地で実際に解決を見たかどうかという点でありました。その後、調査、追跡をいたしました結果、約五〇%の企業がそれによつて措置をされておる。しかも、親方日の丸は、表現はおかしいですが、けっこうな御身分である、われわれ零細中小企業については、同じように一人雇つても二人雇つても企業主であるのに、これではやっつけけないという声があることを知りまして、附帯決議の際に好機として八十億以内の金額を準備し、七年償還の二年据え置きで年利三%と

いう条件の金融を設定したわけであり。これは現実には負債借付かえによって金利差のメリツトにおいてその労賃のコストプッシュ面をカバーしていくことになると思いますが、おおむねこれにおいて一〇〇%カバーができるものということは、大抵現地の事情等から見て、今回の措置によってできるものだと考えております。なお、本土のたとえ銀行の出先の職員、あるいは琉球政府の東京事務所の職員もそのようなことがいわれて、これはやはり琉球政府の本土における円物の生活をしておる職員は、ドル圏の円物の生活をしておる諸君とは違ふのでありますから、やはりそれを一六・八八切り下げて月給をやるということは、これは気の毒だからやめてもらえないだろうか、これは私が琉球政府に陳情をいたしましたので、大体その後解決の方向に向かつていると思いますが、しかし、一時は理論的にそのようなこともせざるを得ない立場に追い込まれたものとも私も考えておるわけでありす。これは是正されると思います。なお、交換レートが実勢レートになることは、すでに決定されました復讐の日前における為替相場場の実勢に定めたものを閣議の承認を得て大蔵大臣が定めるレートということになりますから、実質実勢レートということになると思います。その場合において、一方においては予算化いたしてあります十月九日チェックいたしました個人の通貨もしくは通貨性資産というのに対して交付する二百六十億、これが実勢レートとの差になりますので、当時計算いたしましたものは三百八円のレートとの差額でありましたから、ここにいきま

う手段ならばそれが可能であるかについては、目下検討中でありまして、これは両方知恵を持ち寄ろうということにしておるわけでありす。以上、大抵御質問に対して一応のお答えをいたしておきます。

○宮之原貞光君 いまのお話を聞きますと、いわゆる公務員とか、その他の賃金労働者の面は大抵要求に近いところの線が保障できると、こういう話ですが、かりに、それをそのまま肯定をするといたとしても、いわゆる実勢レートの切りかえの場合に、あなたの発言では、去年の十月九日のレート措置の三百六十円との異なる貯金や、い

ろんなものとの関係でそう被害は受けないだろう、こういう判断のようでありす。実際に貯金もない、その日暮らしの零細な一市民層のことを考えてみてもええはつきりわかんと思うのですがね。こういう人々は、ただでさえ生活が苦しい。あとからも申し上げられども、非常な物価高、そういう中で、いわゆる組織もない、何もないう形、あるいはまた貯蓄するところのゆとりもない、こういうような場合になりますと、この一般の零細な市民層というのは、そのま

ま実勢レートのままで切り捨てられるということになれば、三百八円はおろか、三百一円、三百二円というところで非常な差がつきやしませんですかね。この点は、たとえばその面で補償できないとすれば、他のいろいろな税制、いろいろな面の措置でこれについて補うとかどうとかというきめこまかいところのやはり具体的な措置というものは考えておらぬのですかどうですか、そこも少しお聞かせ願いたい。

○国務大臣(山中貞則君) 個人の持つておられます金というものは、十月九日のチェックのときに、金額の多寡にかかわらず、これはコインまで含めて全部チェックしたわけでありすから、それに對する差額は組んでありますので、その一般大衆の持つておられます金というものは、預金をする能力のない人でも、現金があれば全部十月九日はチェックしてありますから、その差額について

ては、レートが実勢レートで円高であるならば、それだけの差額を追加したものが当然義務的経費として支払われるということを示しましたので、私としては、別段それによって話が別な問題として済んじやないのだからという意味を言っているわけじやありません。私の言っているのは、十月九日以降における、大きくは琉球経済の成長部分というものが個々の人たちに帰属しておる分もありましようし、企業に帰属している分もありましようが、そういうところを具体的にどう見るかという問題がきわめてむずかしい問題である。その点でいま頭を悩まして、琉球とともに協議中であるということを示したわけでありす。

○宮之原貞光君 それで私の言いたいことは、それ以降の、特に一般の市民層ですね。それに対するところのやはり具体的な手当てというものを私はやはり積極的に講じない限り、この面に対するところの住民の不満というものはいつまでも消えない、こう思いますだけに、これは特段の配慮と努力を私はこの際強く大臣に要望しておきたいと思ひます。

なお、引き続きお尋ねいたしますが、法人関係の問題であります。昨年十月九日に行なわれたところのいわゆる通貨確保作業というのは、これはさつきも答弁がありましたように、個人の保有するところのドル切りかえの処置であつただけに、御承知のように、法人関係は放置されたままなんだ。しかし、私は営利事業の法人は、そのま

まに放置されるならそれにはいろいろ理由もつけられると思ひますけれども、いわば個人財産の連合体とも集合体ともいふべきところの労組とか組合とか共済会という社団法人まで一緒にしてしまつてそのまま放置するということはこれはおかしいんじゃないだろうか、こう思うのですよ。聞くところによりますと、大臣も三月の初めごろにこのことの重要性を初めて知って、その善後策を講じておられるということでございますが、この際その善後策を講じておられるならば、その中身、あるいは具体的な今後の方向性というものをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) いまのお話で、まず法人を除外したのは、これは琉球政府も認めておるとおり、大抵自己資本比率が二〇%でありますから、八〇%が大体ある程度の長期の借入れであります。これを一べんに圧縮して相殺をしまして、も、よほど同族法人みたいなもので、体質のいい企業ならばあるいは差し引き黒の企業があるかもしれませんが、琉球経済全体としては、負債のほう

が圧縮された上に相殺の対象となることで、かえって償還その他が三百六十円償還ということになつて困難を生ずる、これは経営者あるいは従業員を含めての問題で、これは話がついてやつたことでありす。なおその際、いま三月の初めに私が初めて人格なき社団の問題に気がついたら言われまされども、そうじやありませんので、これも琉球政府と事前に十分に調整した上で、琉球政府が政府立法としてどこまでの境界のものについて処理をする、対象はどこまでだということなことを全部立法をしたわけでありす。しかしながら、その後琉球政府として確認を終わった後、やはり人格なき社団の教職員共済会あるいは軍労その他の類似のものについては非常な要望が高まりまして、それを受けて折衝にこられたことは事実であります。しかし、たてまえば琉球政府立法のときに合意なしでやつたものはないのでありまして、その点は、理論的に一応の配慮をいたしたつもりであります。しかし、この問題は、掛け金と給付の問題としてとらえますと、生命保険その他の問題も、また同じ理論で割り切らなければなりませんし、掛け金は同時に給付に回すものであり、したがって、理論的に詰めてまいりますと、チェックの当時、それらの人格なき社団である財団法人の手持ちの現金であつて、それを銀行に預託していたりなどした金額というものをどうするかということに最終的に帰結をしまつたのであります。これらの問題は、一応は合意した問題でありすけれども、その後、問題が引き続き提起されておりますから、一応の相談はいたし

ておりますけれども、その際に一応割り切らざるを得ない、対象除外せざるを得ないものであることは琉球政府も認めて、十月九日の措置は立法をもつてやつたものであることだけは、やはり一応のたてまえとして、これを否定することはできないわけでありまして。

○宮之原貞光君 相談をしたという話ですが、水かけ論になりすけれども、三月の初めに関係者があなたのところに陳情にいったときには、あなたからの話は、初めてそんな重大な問題があるということを確認したと山中大臣が言われていたと、こういう報告を私はじかに受けているんです、それは御本人がそうじゃないと否定されればそれ以上言いませんけれども、だいたい現地の受けとり方とはこれは大きなそごがあるということとは事実ですね。したがって、たとえば四月十日の琉球新報は、この問題について、この問題は総理府が十月九日時点の通貨確認作業時の確認漏れとして、たとえば教職員共済会等の貯蓄性の資金について、差損補償のために調査検討云々という方針であると琉球新報は報じておるんですが、おそらく大臣もごらんになったと思います。また、十六日のたぶん録画だと思えますけれども、あなたと屋良主席とのテレビの対談は、この問題についての差損保証については、自分は絶対がらばるんだ、こういうことをあなたはそこで言われておる。現地の諸君はこの問題について非常に前向きな解決をあなたがやってくれるというふうな期待をしておるに言っておるのではありませんけれども、いまの御答弁の限りでは、何ら明確なお答えができない。私は理解できないんです。もし、もう少しこの問題について具体的に大蔵省なら大蔵省と折衝しておるなら、折衝しておるところの問題について、経過があるならお聞かせ願いたい。

○国務大臣(山中貞則君) これはテレビで屋良主席が読まれたのは、確かに書いたものを読んでもおられましたから、問題点を全部羅列をされたわけでありまして、私も私としては、琉球政府のその

ような立場というものが踏まえて、これに對して絶対話し合いも拒否するというような態度はとっておりません。しかし、かと言って、これはもう十分に事前に話をしておいて線を引きかというとは、きわめてむずかしい問題でありましたから、これは議論をした上に、琉球政府が立法をすべき内容等について、こちらのほうで大蔵も交えて検討した結果、了承されたものに沿ってやられたわけでありまして。したがって、たとえばコインなどについても、これを金融機関が預かってくれればよかったのですが、それをそのまま、チェックのしようがないまま現金を返したもので、大蔵としては二百六十億の予算を組むときに、コインは対象にしない持ち回りをされたというような話もありました。しかしながら、それは確認もできないことでありまして、かりに持ち回りをされたと仮定をしましても、それが不特定多数の人の間にずつとふえんに行なわれたわけではなくて、まあコインの最高は一人あたりが五百ドルしかありませんから、そういうことで大蔵のほうにも、すべてこれは目をさすつてももらいたいということ、コインは対象にするということにしたわけでありまして、その際においては十分に意見を調整しておりますので、私としては、その問題は存在して指摘され続けているということについては、私も理解もし、了解もしておりますが、それをいま国のほうで直ちに実施する。確認漏れとしてこれをさらに追加するというものについて、明言をいたす段階にまだまいっていないということでありまして。

○宮之原貞光君 どうもそうすると、いま私が手元に持っているところの新聞の記事は、だいたいこれは自分たちに都合のいいような報道をしたとしか受けとれないわけなんです。しかし、いずれにしても、その新聞報道は抜きにしても、この問題は問題点があるということだけはあなたも認められておる。それならば、具体的にいつごろまでにこの問題について、できるだけのひとつ解決の方

向でやるというような、日時的なめどというものはお示し願えませんか。現にもうあと二十五日足らずで復帰でしょう。それを検討します。調査します。これはもうまどろこしい話なんです、現地のの人にとつてみれば、そこらあたりもう少しはつきりお聞かせ願いたいと思うのです。

○国務大臣(山中貞則君) 沖縄の通貨の確認は、本土政府がやったわけではありませぬ。何らかの措置をとらなければならぬということで、琉球政府にお願いをしておいて、琉球政府ももちろんそのような措置が改善の策であることを承知されてやつたわけでありまして。でありますから、ここで最終的な返答をしろとおっしゃられるならば、それは話が違います。したがって、それはできません。こういうことしか現在の時点では答えはできませんが、しかし、その後合意された琉球政府の意向として、何とかこれに検討を加えてもらいたいという話がたびたびありますから、そのことについて御相談は承っております。検討もしております。かと言って、ここでそれはだいたいよくおすという返事を申し上げるのは、少し事情が入り組んでおまして、琉球政府が知らなかったというところをおっしゃるわけには、琉球政府もよくや言えないだらうという事情がございますから、これはあまり四角四面なことではない話として、いろいろと相談を内密にしておるという点では、そこらまでの御答弁はできると思います。

○宮之原貞光君 私の手元にありますところの二月二十九日現在の各共済組合の資産調べを見ましても、たとえば社団法人の沖縄教職員共済会、これらの差損が五億九千四百二十二万円、沖縄官公庁労働組合の共済会が一億二千二百八十八万円、市町村職員の共済会が五千三百七十七万円、琉球警察共済会が七百七十八万円と、この種団体合わせますと、実に八億六千九百三十七万円という膨大な額にのぼっております。これがまた個人に帰属するところの給付金、積み立て金等を考えますと、これまた沖縄教職員共済会の場合だけでも五億三千七百万円という相当の額にのぼっているわけなんです。それを、あのとこの通貨確認の約束がそういう約束を

してないから私は知りません。紋切り型に言われるなら答えざるを得ません。こういう話ですが、その論法だったら、いわゆる公務員の三百六十円の切りかえの問題でも、それは私は知りません。そういう約束はありませんと、こう言える性質のものではありませんか。これはやはり問題が全然違うのですから、少なくともやれ祖国復帰という、あれだけ苦勞をしてきて、これらの問題についていろいろの問題点があるというなら、担当大臣のあなたとしては、そんな聞き直りの答弁ではなくて、もう少しやはり具体的なこの問題について時間をかけてくれ、あるいは、少しでも努力したいという答弁があつてしかるべきではありませんか。どうなんですか。

○国務大臣(山中貞則君) これは公務員給与とは少し次元、性格を異にする問題ですから、したがって、いまの問題は、読み上げられた金額は、その金額に對する基準レートでいえば一六・八八%相当部分というものが対象になる金額でありますから、教職員共済会について言えば、百五十万ドル、おおよそ百五十万ドルに對するその差額でありまして、その金額全体ではないと私は承知しておりますが、これは私は聞き直つて言っておるわけじゃなくて、そういうことで通貨確認業務を本土政府が一方的に押しつけたわけではなくて、相談をしておつたことなんです。したがって、そのことをなかつたことにはいるということになりますと、やはり生命保険ということになるし、生命保険であれば、また一般の法人の手持ち現金も当然あるはずで、また一般の法人の手持ち現金は両建てで何かで借り入れ金の担保になっているものもありません。しかし、現金部門だけとらえろと言われれば、やっぱり企業も銀行に對する預金なり手持ち現金はあったと思われ

ます。これらのものは、やはり基本線をどこかでひかなければならなかつたということでありまして、まあしかし、その後、そういう御要請がありますから、そのことについては、相談のつておりますということを申し上げておるわけ

です。四

であつて、いまこゝであのときの基本線はもうなかつたものにするということであるならば、これはまた膨大な要求が沖縄側から出てくるであらう。しかし、それはどこまでいけるかという問題で議論をして詰めた問題として無制限にできる問題ではない。まあしかし、話は承つておりますというのを申し上げておるわけであります。

○宮之原貞光君 私、いまはね返つて通貨確證を無効にしろと、こう言っているんじゃないですよ。そのことはいままでのやりとりであつた理解されておると思ふんです。また、無制限にそれをみながえらうと思つてない。しかしながら、私は、少なくともこれは同じ法人であつても、企業体の場合と異なると思ふんですよ、實際。零細な自分たちの拠金をして月々の掛け金をして、それで自分たちの共済制度をつくつておるじやありませんか。そういう共済制度の中におけるところの掛け金の問題、あるいはまた、還付金の問題という問題であるだけに、ほんとうに先ほど私があなたに言いましたところの、いわゆるアルサス・ローレンの二の舞いをさせないとするならば、そういう問題についても積極的な私は意欲を示してしかるべきだと思ふんです。それをあたかも私が通貨の確證云々と、こう言っているみたいになりかえられたんではこれは困りますよ。したがつて、やはり私はこの問題については公務員の給与と違つたらば、じゃ民間のいわゆる零細な企業に對するところのいわゆる融資、いろいろな問題ともあなた方、便法をはかつておるでしょう。そういうやり方いろいろの問題等考慮すれば、これの問題についても私は何らかの対策、対応策というのが早急に立てられてしかるべきだと思ふんです。その点を私はあなたに聞いてゐるんですがね。その点は今後さらに努力してくれませんか。

○國務大臣(山中貞則君) これは個々の加入組合員の掛け金の問題としてとらえることは困難です。これはその掛け金によって同じ人がまた見返り給付という形にならないにしても、同じ加盟組合員の人たちがその給付を受けるための仕組みと

して掛け金をしておるわけでありまして、したがつて、人格なき社團の段階においてチェックした當時に手持ちの現金があつたとするならば、その手持ち現金というものをどうするかという議論にしかなり得ないものと思ふんです。したがつて、いま相談しておりますのも、その範囲の中のこととして相談をしておるということでありまして。

○宮之原貞光君 まあこればかりやつておりますと、時間がなくなりますから、続けまして。次に、お尋ねいたしますが、大臣は、収入は三百八円、物価は三百六十円という現地のことをばを知つておられると思ひますが、まあ琉球政府がそのほどもとめたところの三月の那覇市の消費者物価指数を見ましても、昨年の同期に比べて一〇・八%と、戦後の上昇を記録しておるわけですが、このたいへんな物価上昇、もちろんこれには流通機構の不備の問題、あるいはいろいろな思惑、あるいはやはり適切な琉球政府の手だてが十分でなかつたという点等もありだと思ひますが、いわゆる物価高、さつきから質問申し上げておりますところの賃金の実質的なダウン、あるいは失業、こういうやはり県民の不安という点から考えますと、この物価高をどのようにして押えていくかという問題についても、私はやはり本土政府は相當考えてやらなきゃならぬと思ふんです。言うならば、あなた方が念願としておられるところの不安のない復興を実現するために、この問題についての施策というものは私はきわめて重要だと思ふのですが、ひとつ説得力のあるあなたの物価高に對するところの手だてというものを聞かせ願ひたいと思ふ。

○國務大臣(山中貞則君) その前に、まず事實關係でありまして、ただいまのパーセンテージのさらに内訳を見てみますと、費目別では食料が九・三、被服が一・九、光熱一・二、住居四・二、雑費一・二でありまして、食料をさらにこまかく分類しますと、魚介類が九・八、肉類が一六・六、鶏卵が一五・四、野菜が四三・三、こういうふう

に生鮮食料の上昇がきわめて高いわけでありまして、これらの品物でわかりますように、沖縄の昨年不幸な事態にありました干ばつ、台風、そういうものによる島産品というものの値上がりも時期的に反映しておるようでありまして、また、おりあしくアメリカの西海岸の港湾ストが起りましたための輸入物資等の問題もあると思ひます。本土政府のほうで復帰までに五十三億の四百四十品目に對する価格差補てん金を予算化したして、現在順調にその交付業務が進んでおりますし、復帰後も一応あと払い等になっておりますもの等についての措置をいま詰めておるわけでありまして、これらの傾向から見まして、八月に對比する各月の上昇率、八月はドルショック、それから変動相場移行の月であります、それを見ますと、やはり本土産品の値上がりよりも、外国産品あるいは島産品というものの等の値上がりのほうが高いようでありまして。これらのものは、やはり五十三億の復帰まで措置することによつて、琉球政府にたいへん御苦勞願つたわけでありまして、この金が全く効果がなかつたということではないという意味の反映が、数字を並べるのは避けますが、あらわれているものと私としては思つております。また、五十三億金出して全然物価に對してこれを入れることができなかったということであれば、これはまた国民の税金のむだ使い、一体その金はだれがふところに入れたのだと、業者であつたと、笑うものは業者だつたということ、不幸なもの

は沖縄の消費者たちである、消費者の県民の方であるということになるおそれがありますから、慎重に追跡をいたしておりますが、その限りにおいて、本土との物資についてはきわ立つた値上がりがある外国産品、島産品に比べてないことは数字の上でもあらわれておる次第でございます。

○宮之原貞光君 次は開發振興問題について若干お聞きしたいと思ひますが、大臣は、暮れの沖縄國会におきまして、もっと正確に申し上げますと、十二月二十八日の本委員会における私の質問に答えまして、琉球政府の長期經濟開發計畫は十年後には軍事基地がなくなるという前提のもとに

立つておる、このことについては意見を異にするけれども、その他の面、いわゆるこの計畫の大筋についてはこれは尊重し、具体的に開發を進めていきたいと、こう答弁をされておりますが、その後の開發というものは、その方向で進んでおるのかどうかですね。そのところを大筋をちよつと聞きたいのですが。

○國務大臣(山中貞則君) 沖縄を新全統の一プロットとして定めるといふことで、經企庁長官が沖縄復帰後一カ月以内に發表するといふようなことを言つておられました、これはその後私と相談の結果、やはり復帰後五十日以内に行政なれる知事選挙において選ばれた知事さんを含む沖縄現地の希望というものも聞いて最終的にきめるべきであるといふことで、一応この作業は沖縄側の新しい知事あるいは県議會等の選挙の終了を待つといふことに木村長官と意見が一致しておるわけでありまして、そのように慎重な運びをいたさなければなりません。私が十年後に軍事基地がゼロになるというふうな言い方はちよつと私たちとしては無理だと言つたのは、それは思想、政策の問題ではなくて、現実の長期計畫を作成いたします場合は、やはり現実味のある展望をしないといけませんので、私たちもそのようになることを念願をしますが、十年後にはたして沖縄でなくなるかといふことについては、疑問点がありますので、そこは十分に相談をしてみたいと思ひます。私どもとしてはできるものだと思いますし、また、私どもとして本土政府のほうで一方的にかつてに沖縄県の未來圖を書くことは許されません。幾ら沖縄県の計畫がすでに存在するからといつても、やはり沖縄県知事の原案作成権というものを最大限に尊重したいと存じますので、新しい知事の立場における沖縄側の意向を十分に踏まえた計畫の策定をしたいと考えています。

○宮之原貞光君 そうしますといまのお答えはあれですか、新しい、いわゆる復帰後の知事がまきられなければ開發計畫の具体的な構想もできないのだと、こういうふうにまあ理解してよろしうか

でございますか。

○国務大臣(山中貞則君) できないのではなくて、やるべきでない。そして一応四十七年度予算はすでにきまりましたから、これはその後きめられる十一年計画の初年度とするということでは、琉球の御了承も得ておりますから、それを含む十一年の計画については、やはり琉球政府の新しい選挙によって出された知事、県議会、そういうものの意向を受けたものとして作成するべきが至当であろう、そういうふうに考えます。

○宮之原貞光君 それは特別措置法の中にも、現地の申請を待ってと書いてあるのですから、私は、それはもう形式的にはそのとおりだと思ふ。しかしながら、実際の開発というのはそれぞれ思惑とかいんなものがあるし、あるいはまた、すでに発表されておられる琉球政府の長期経済計画によって進行しておると見ておられるわけなんです。したがって、私は、そういう場合に、いわゆる長期経済計画が戦略産業の開発という名のもとに重化学工業の重点方式、特に中部の東海岸は日本でも有数の石油化学コンビナートにするのだと、こういうような構想でもってあの計画書はできている。現にまた、ガルフ、エソンあるいはカルテックスとか、あるいはアラビヤ石油などという、この石油資本の進出というものは、激しいのがあるというのはもう現実ですね。それでもって、一方昨年の本委員会におきますところの田中通産大臣の私の質問に答えての答弁は、いや本土の重化学工業中心の開発の反省に立って、この軌を踏むことのないように、いわゆる沖縄でいろいろな地理的な諸条件を勘案し、機械工業とか二次加工工業的な、いわば労働集約的な新しい二次産業の形態を考えていくのだと、これを現地にも十分調整権を發動してやりたいとまで、こうおっしゃっておったのですよ。これは当時の議事録からももうかがえますが、そういたしますと、いわゆる今後のビジョンというのは、長期経済計画の問題と田中通産大臣のものの考え方というのは、大きなそごがありますね、率直に申し上げまして違いが、ウ

エートの置き方が。大臣は、一体どちらの方向にウエートを置いた今後の開発が好ましいかと考えておられるのですか。そこをちょっとお聞かせ願いたい。

○国務大臣(山中貞則君) 金武、中城湾、西湾を主軸とする勝連半島周辺の石油関係企業の布陣というものは、もう復帰前に全部終わってしまったという感じがいたします。したがって、復帰後は沖縄にこれ以上石油産業というものを許可するということとは、私としては基本的には否定すべきだと思ふのです。これはやはり水産動植物なり、大気なり、あるいは美しい海なりというものの対する影響が出ないはずはありますし、海中道路等もありまして、あるいは宮城島と平安座島との間を埋めるといふような話もありますから、これらやはりこれ以上の許可は、本土に戻りましたならば、もうしないというところが前提のほうがよろしいのじゃないか。ことに、海洋博を開きます場合に、公害病でも起こっているようなところで海洋博を開くことは国際的に恥になりますから、そういうようなことは今後相談していかねければなりません。したがって、すでに布陣も終わっておりまして、琉球政府の立てられた計画のその構想というものの基本は一応はでき上がっており、私はそう思うわけです。したがって、そのあの計画としては、通産大臣の答弁で御説明がございましたこと、私も基本的には認識を一新いたしましたこと、私も基本的には認識を一新いたしましたこと、ドルショックによって造船あるいは松下の弱電関係、こういうものが進出予定を取りやめておりますことをたいへん残念に思いますが、これは景気の立ち直りとともに、来年度あたりにおいては具体的な機運が出てくることを望んでおりますし、松下産業等はすでに膨大な敷地も取得を糸満町にしておられるわけでありまして、これらの問題に対して、金融公庫等が四十八年度では取り上げられる情勢を期待しておるわけでありまして、したがって、沖縄については、今後沖縄における現地の雇用事情に貢献する、そして関連産業が大いにそれによって振興される

というものを進めべきでありまして、石油産業が出ましてもやはり雇用労働の面ではあまり貢献が、率が低うございまして、まあ地元の町村は固定資産税なり特別村税なりで豊かになるかもしれないけれども、沖縄全体としては、もうこちらでという気持ちで、通産大臣の言われたような方向で琉球政府とよく相談をすべきであらうと思ひます。

○宮之原貞光君 いまの大臣の答弁は、これは三月二十三日でしたか、あなたが第七回の沖縄経済復興懇談会で大体表明されたところの見解を言われたと思うのですが、私は、大臣が環境庁長官以上にこの石油の問題、公害の問題について非常に考慮をして積極的な発言をされたという点は高く評価をし、また、今後の沖縄開発の問題も同感、そういう方向での第二次産業の開発ということについては賛成なんです、そこで関連をしてお伺いしておきたいのですが、これは所管大臣に対する質問というよりも、山中さん個人の見解ということになるかもしれませんが、御承知のように、いま鹿児島の大隅開発という問題が起きていますね。あなたの選挙区の志布志湾で、いわゆる石油コンビナートの導入という問題、非常に議論されているのですが、おそらく私はいまの御答弁から判断しますと、沖縄では好ましくないとおっしゃっているのだから、志布志湾のやはりコンビナート地帯も好ましくないと、こういうふうに理解したいと思うのですが、いかがですか。

○国務大臣(山中貞則君) 私の地元選挙区の問題について、国務大臣として所管をいたしておりますから、答弁は保留いたします。

○宮之原貞光君 そう逃げられるのじゃないかと思つたから、それは先ほど所管大臣ではないのだから、山中として私はお聞きしたいのだと、こう申し上げたのですけれども、答えられないというならばそれはしょうがないですけれども、先ほど沖縄にあれば積極的にやはり石油産業の問題について、公害の問題、いろいろな問題の立場から

否定をされておるのですから、あれとこれと別たということはないと、こういうふうには、私は山中さんの真意はそうだとおもうに理解をいたしますから、そのようにひとつあれしてくださいます。

なお、時間がありませんが、もう一点だけお聞きしておきたい。ただ、あの経済計画等から見ますれば、いわゆる沖縄の今後の産業構造は、いわゆる第三次産業が非常に不当に多いといういびつな形から、第二次産業も相当重視をした形でやっていたというところが、一つの今後のビジョンなんです。また、そういう立場からあなたいま発言をされたと思うのですけれども、そういう面で、現実に沖縄におけるところの本土企業の進出の状況を見てみますと、先ほどあなたが指摘されたように、第二次産業面では石油産業の進出以外にはあまりぱっとしたものがありません。足踏みをしておる。世の中の一時の沖縄ブームはしり込みのムードを来しているというのが、端的に言つて状況じゃないか。一方、観光サービス業界の意気込みは非常にすばらしい。そのために、土地買収の代理戦争が盛んだと、現地の新聞は報じておるわけでございますね。したがって、そういういろいろな今日の状況から見ますと、沖縄の今後の企業進出は、まず四十八年の沖縄国体とか、五十年の海洋博へ向けての社会基盤整備関連投資の誘発効果が非常に高まってきておるので、当面の沖縄開発は第三次産業主導型で進んでおるのが私は現実じゃないだろうか、こう見ておるのです。がね。こうなりますと、先ほど私がお尋ねしましたところの今後の沖縄産業構造の変革、そういうような点とは私はそこは来たしやしないだろうかと、こういうことを非常に見ておられるわけなんですけれども、一体そのことに対して所管大臣としてどう考えられておられるのか。もしこれは一時的に直っていくとするならば、その問題点を克服するにはどうするかというお考えがあれば、それをお聞かせ願いたい。

○國務大臣(山中貞則君) かるうじて具体的な進出は沖繩アルミというものがあつたわけですが、これは石油産業と似たり寄つたりの環境を持つてお

山中大臣が積極的にやはり今後努力してもらいたい、こう思うのです。

島を指定いたしますとともに、含みつ糖地帯も含めてそういたしますが、問題はキビ作農家の被害を受けた場合の共済制度というものをどうしても考えなくちゃならない。これは地域特産品であり

法案は来年で切れてしまふ。四十九年以降はどうするかというのは大きな課題でございますけれども、率直に申し上げて、いわゆる過去二十年間の復興なり、あるいは振興措置法によつて相当やはり私は振興に対する大きな役割りを果たしてきた

待はできない。むしろ電力、水等について心配とのほうが多いというふうなこともありすが、しかし、やはり本土の企業が現地既存企業に脅威を与えないで出ていくとすれば、アルミ産業も有益なものであるというので、一応予定いたして

時間をもまいっておりますので、もう一つだけお聞きしたいのは、第一次産業の問題ですがね、その第一次産業の基幹作物でありますところのサトウキビの問題なんですけれども、暮れの国会で私は二次産業の今日的な問題点——いろいろ問題についてはいふやうなことをしましたので、きょうはそれを抜きにしまして、いわゆるキビ産業の将来展望とその対応策と申しますか、それについて

でもって全国の共済の中の組み込みは困難なようでありまして、いま一応農林省と相談いたしておりますが、果ては県の単位で共済をつくつて、国がその再保険に任ずるといふことにするならば、これは地域作物の甘味資源としては、北海道のビート等もございまして、これらもやはり一緒に入つてこれらではないかといふことを考えて、いま検討いたしております。問題は、生産農家の方々が、昨年のような干ばつや台風になる

果との差は八六・九%かもしれないけれども、全国の平均からしますと四六・九%にしかならないというのが現実なんですね。その上に沖繩が復興する、沖繩の振興事業というものは非常に大き

投資、このほうに当分は向かつていくのではな

少なくとも私は明確にして、やはり指導性といふものを与えておく必要があるんじゃないかと思ふのです。なるほど、現地の実際の当事者の皆さんから見れば、当面のキビ価格をどのようにして上げるかという問題が私は一番関心事だと思ひますけれども、やはり今日の国内産糖の趨勢といふことを考えてみた場合に、いつまでも、沖繩の場合もそうですが、奄美の場合、種子島の場合も大体似てくると思ひますけれども、キビ産業だけにたよるところの第一次産業の振興といふことは非常

持っていく価格について配慮がある程度でございすけれども、しかし、生産量そのものが五分の一、四分の一に減つたその被害についての補償がない、補てんがないという点が一番大きな不安動揺のもとだと思ひますので、それらの生産者段階における国の措置といふものを急いで検討したいといふことで、いま検討中でございす。

中から奄美は沖繩と本土との谷間になつてしまふのではないか、こういう不安感が今日非常に大きいんです。それだけに四十九年度以降の振興、復興計画をどうするかという問題は、単なる離島振興法への移行というだけではこれは間に合わないのじゃないか。もっと抜本的な振興策と申しますか、振興開発策を練るべきではないかという意見がほうはいとして出てゐるわけですが、それども、そこらあたりに対処するところの大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

いか、この点は私もそう思ひます。ただ、見方は企業の進出というものはなかなか一朝一夕でできませんので、その間が沖繩において、海洋博までの間において、それがつきになるというふうには私

は見ております。ただし、それでそれまでの間に十分に設計し、十分な具体的な計画の実現をはかりませんと、海洋博が済んだあとの沖繩は、観光は残ると思ひますが、ひっそりと公共投資その他もとだえてしまふというふうな島になつたんで

○宮之原貞光君 キビ産業の将来展望と、それに伴うところの第一次産業の問題について、私、大臣からお聞きしたかったわけでございますけれども、当面の処置としての共済制度の問題についてだけ触れられましたので、若干私も不十分ですけれども、不満だと思ひますけれども、時間もまいって

の復興なり、あるいは振興措置法によつて相当やはり私は振興に対する大きな役割りを果たしてきたといふことは評価いたしますけれども、現実の問題として、やはり本土との落差といふものは依然として大きいんですね。なるほど、本土と鹿児島

は、これはたちまち人口流出、過疎果への道をたどるといふことを心配しておりますので、幸か不幸か、昭和五十年の海洋博までの間の受注といふものは大きいと思ひますから、その景氣刺激のてこを入れております間に、それぞれの長期的な経済展望が達せられるような計画を実現へ目ざして進めてまいる必要がある。そういうふうな考えて

○國務大臣(山中貞則君) 沖繩の持つてゐる特性に対して、有利な条件を設定するとすれば、やはりキビ、バイン、プラスチックといふところまで多角的にいきまないと、キビ一本だけではやはり問題があるかと思ひます。しかし、今日の沖繩の置かれた環境のキビ作農家の方々と比べて、復興後は糖価安定事業団の直接買付けになりますから、その意味において商社等の介入もありませうし、また、いままで沖繩は不幸にして台風や干ばつの常襲地帯でありますが、これらに対して農家の時点における被害補てんといふことは、なかなか制度上ございませんでした。したがつて、復興後は甘味資源特別措置法の指定地域に全琉球諸

思ふのですが、御承知のように、奄美の振興措置

が、それを踏まえて自治大臣あるいは経企庁長官

と、せつかく皆さんがこの青写真を示して、十年後の沖繩はこうなるんだという形でやってみても、実際は逆にならぬかといふ、この要素があるので、この点は特に私は一番関心と、また、理解の深い

○宮之原貞光君 まあ第二次産業へ移行へのつなぎとなるのではないかと一観測なんですすが、私はやはり相当な積極的な行政指導と申しますか、沖繩の現地のいろいろな面での連絡を密にしてやらなければ、事志と違つた形で終わりはしないかといふことを非常に危惧をするし、そうなりますと、せつかく皆さんがこの青写真を示して、十年後の沖繩はこうなるんだという形でやってみても、実際は逆にならぬかといふ、この要素があるので、この点は特に私は一番関心と、また、理解の深い

思ふのですが、御承知のように、奄美の振興措置

が、それを踏まえて自治大臣あるいは経企庁長官

と、せつかく皆さんがこの青写真を示して、十年後の沖繩はこうなるんだという形でやってみても、実際は逆にならぬかといふ、この要素があるので、この点は特に私は一番関心と、また、理解の深い

思ふのですが、御承知のように、奄美の振興措置

思ふのですが、御承知のように、奄美の振興措置

が、それを踏まえて自治大臣あるいは経企庁長官

と、せつかく皆さんがこの青写真を示して、十年後の沖繩はこうなるんだという形でやってみても、実際は逆にならぬかといふ、この要素があるので、この点は特に私は一番関心と、また、理解の深い

思ふのですが、御承知のように、奄美の振興措置

思ふのですが、御承知のように、奄美の振興措置

が、それを踏まえて自治大臣あるいは経企庁長官

と、せつかく皆さんがこの青写真を示して、十年後の沖繩はこうなるんだという形でやってみても、実際は逆にならぬかといふ、この要素があるので、この点は特に私は一番関心と、また、理解の深い

思ふのですが、御承知のように、奄美の振興措置

思ふのですが、御承知のように、奄美の振興措置

が、それを踏まえて自治大臣あるいは経企庁長官

ともいま相談いたしておりますのは、先ほども申し上げました沖縄を新全線の一ブロックとして位置づける際に奄美大島について言及しよう、それはただし、奄美大島を沖縄のブロックの新しい計画の際に言及するか、あるいはまた、九州ブロックの際に沖縄の新しいブロックとしての方向を確定したことに伴って隣接する南西諸島である奄美大島地域について触れるか、これらの点はまだ技術的に詰めておりません。これらの問題も検討したいと思っております。さらに、来年期限が参ります前後二十年の復興振興計画のこのままでは離島振興法に移行していかどうか、この問題は、他の離島振興法地域と奄美大島とは基本的にその出発点を異にいたしておりますから、これについても自治大臣とよくいま相談をしておるわけであります。鹿児島県等も何らかの措置を希望しておるようでありまして、これについてどのようなことが新しく奄美大島に対して見直しがきくか、その問題について今後さらに検討を進めてまいりたいと思っております。

○宮之原貞光君 終わります。

○鈴木美枝子君 このごろ問題になっているマル秘のことと言論の自由ということにかかわる問題として、西山記者が起訴されたあの文書を読ましていただきました。あの文章にある心情的なことは抜いて、起訴をなさったんですから、罪としてあるんでしようし、あの心情的なことじゃなくて、罪のあり方をお伺いしたいと思うんですが、罪といえども、法務省の方、それから警察庁、有機的にどうにかならぬものかと私は思っているのです。まず、法務省の方からお伺いしていただきます。

○説明員(近松昌三君) お尋ねの西山記者につきましては、四月の六日、国家公務員法違反、百十一條違反でございますが、警察庁から送致を受けまして、東京地方検察庁で捜査をいたしました。四月十五日同人に対して国家公務員法百十一條違反で起訴をいたしております。

○鈴木美枝子君 いま私は一番最初に、マル秘の問題と言論の自由というふうなことへの聞き方をしたわけでございまして、言論の自由というところでございまして、八年前にテレビの中で私が主演したドラマでございまして、自分自身が戦争の体験をしたから、こういうドラマの内容でございまして、テレビに上映するその日に中止になったということがございます。これも八年前にテレビという、一つの人生を通して言論を述べたというふうな言えることだと思っております。その問題、そしてそのマル秘の問題、いまマル秘の問題でございまして、もともとずっと前に久保・カーチス協定は最大なマル秘の問題だといふように思っています。自衛隊が沖縄に配備されるというふうな重大な問題でございまして、それもたしか七一年の六月二十七日に毎日新聞のいうことですから、西山記者ははじめ、その記者の方たちがスクープをして、そして私たち全国民に知らしめてくださったのだというふうに思っております。そのあとで六月二十九日の日米安保協議会委で正式に政府では発表されたということがございまして、その二日前の二十七日に毎日スクープしたならば、マル秘にしたという可能性もあると思っております。その点について法務省の方にお伺いしたいと思います。

○説明員(大西誠一郎君) お答え申し上げます。ただいまの久保・カーチス協定の発表の経緯について申し上げますと、元来自衛隊が沖縄復帰とともにわが国の防衛の一環として沖縄の防衛に当たるといふことは、主権の行為として当然のこととございまして、ただ、米軍が現在おりますので、その間の調整をする必要があるということで、四十五年の五月十九日の第十一回日米安全保障協議委員会での問題について日米の防衛当局の間で検討するということが合意をされました。それから一年にわたりました討議をいたしました。六月二十九日にその結果を報告をし、同時に、久保

局長とカーチス中将との間で調印をいたしましたわけでありまして。そうしてその日の安保委員会の終了後、防衛庁長官からその経緯を発表するのと同時に、久保・カーチス協定の写しを公表いたしました。いう次第でございまして、この問題については、調印後後置をしたというふうな事実は全くございません。

それからその前に御指摘ございました自衛隊に関するテレビの問題でございまして、これは八年前のことで正確には存じておりませんが、これは八年前の自衛隊のほうから取りやめにしたということではないのではありませんか、むしろ放送会社のほうの事情で取りやめにしたということではないかと推察いたしております。

○鈴木美枝子君 テレビ会社の事情と申し上げますと、いま私は言論問題について言いたいのですけれども、テレビ会社の事情と申しますと、スポンサー関係になるのでしょうか。こういうことはどなたに聞いたらよろしいんですか。いろいろな言論問題を聞くについても有機的な関係がございまして。

○説明員(大西誠一郎君) その当時の事情を正確に調べてみませんとわかりませんが、テレビの上映について自衛隊関係で私どもが経験をしたしておりますのは、スポンサー、最終的にはスポンサーになりますけれども、それまでの間に組合等の意見もございまして、取りやめになるということが間々あるというふうに承知しております。

○鈴木美枝子君 その八年以上、「ひとりっ子」という、自衛隊問題なんですけれども、自衛隊をいいたか悪いかといったドラマじゃないのです。戦争を前に体験したから、そこへ近づかないほうがいいというテレビの内容なんです。それが中止になった以後、テレビドラマがたいへんそういうものをやれなくなった、やらなくなったのじゃなくて、やれなくなったというふうなことが今日まででございます。もちろんスポンサーの意

見が十分で、いまおっしゃったように組合の人と話し合いとかあるでしょうけれども、やれなくなったという事実があるということは大きな言論問題でもあるというふうに私はとらえながら、今日の西山記者の問題をお伺いしたいのでございまして、起訴状の罪という点については、先ほどおっしゃいましたけれども、全国民に知らせるというふうなことは、私はそのほうが国にとって有利なことはないか。まあマル秘ということは、マル秘にするほうが有利だということ、日本のために有利だという問題があって、マル秘の問題が論争されているんでしようけれども、また、再び繰り返しますと、久保・カーチス協定の自衛隊が沖縄に行くというところは少しも早く知ったほうが国民にとってほんとうにありがたいことだった。そのことを毎日スクープしたことはありがたいことだといふふうに国民は思っているのではないかと、たいへん思っております。それから久保・カーチス協定の問題の中で書かれている一番重要な問題がこのアサヒグラフにあるんですけれども、このアサヒグラフに出ていることも十月十六日から十二月三十日までやっております。沖縄国会中の十一月十五日にこのアサヒグラフは出ておりました。そしてそのアサヒグラフの中にある内容なんです。沖縄の米海兵隊のことなんですけれども、去年沖縄国会をやっておりますときにアサヒグラフがスクープしたという、こういうことだと私は思うのです。その中に書かれていることをちょっと読み上げさせていただきます。「ベトナム侵略の発進基地となった沖縄は、返還協定によっても、基地機能をならん損うことのないよう配慮されている。チャブマン米海兵隊司令官は昨年一月、「極東の戦火に対して即応態勢をとる海兵師団の必要性は、こんども長期間にわたって要請されよう。私は今度の沖縄返還がいかなる面においても、海兵隊の沖縄基地使用に変更をきたさないと信じている」と、これを沖縄国会の最中に、十一月十五日にこれがスクープされて、そして町に流れているという事実があるわ

けです。で、これを読んだ国民の人たちは、国会の中でやられていることよりも早くこの写真を通じて、そしてこの文章を通じて、内容を通じて見ているということなんです。で、私はこういうことは早く知ったほうがいいんじゃないかというふうに思います。そうしますとこれはアサヒグラフのことでございますけれども、西山記者はそのことを早く知らせよう、新聞記者の使命、そして国民のことを考えたという、そういうことについて私はより感謝したいような気持ちがあるんでございまして、山長官は沖繩にかかわることです。ですから、どうぞ御返事していただきたいと思

います。
○国務大臣(山中貞則君) あつしにはかわりのねえことござんすという立場にあるわけです。
○鈴木美枝子君 私はここはふしぎなことだと思ふんです。つまり、有機的な関係の中に国民がいるんだというふうに私は思ふんです。有機的なかわり合いのその間にいるのかも知れないなと思ふんです。で、それをかわらうとするとか警察へあげちゃうと、警察へあげるといふことにおいて人間に屈辱を与える。屈辱を与えるといふうなやり方があの起訴状の文章だといふふうに思ふんです。で、その文章の一部に触れて討論する気が起きないのは、あまりにも心情的な問題、言

うならばブライバシーの問題といひますか、ブライバシーの問題と国家のことを国民に知らそうという問題とはあまりにも距離があるので、あの文章については触れたいんですけれども、文章、どなたがお書きになったのでしょうか。
○説明員(近松昌三君) 刑事訴訟法の二百五十六

条を見てまいりますと、これは公訴提起の手續に關しまして比較的詳細な規定を置いております。檢察官が捜査を遂げましてある事件につきまして公訴を提起するという場合には、この刑訴法二百五十六條に従つて起訴状の記載を行なうわけ

でございます。起訴状の記載は、訴因、これは法律的な表現でございますが、「訴因を明示してこれを記載しなければならない」、起訴状に訴因を

明示して記載しなげなならない、こうなっております。訴因を明示するには、できる限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事実を特定してこれをしなければならぬ。こういふふうになつております。このような刑事訴訟法の規定に従いまして捜査をいたしました東京地方檢察庁の主任

檢察官がこの起訴状を書いたものといふふうに承知いたしております。
○鈴木美枝子君 書いた人がここにいらっしやらないので残念なんです。でも、その国家的な見地の、国民に知らせるというふうなことを、たいへん心情的な、個人的な傷つけることにおいて西山記者だけの問題じゃなくて、以後のすべての記者にこゝういふふうにおどかされるんだぞといふふうな、江戸時代みたいな方法を私は感じるのでございまして、どうぞ、起訴状を撤回するよ

うなことではできないんですか。山中長官にお伺いしたいのですけれども、できないでしょうか、どうぞお願いいたします。(笑聲)
○国務大臣(山中貞則君) 私は、実はその外務省の機密文書のあり方も、またそれがいかなることによつて国家公務員法で違法とされる形で外に出たとか、そういうことによつて全然タッチしたところ、そういうことによつて、三権の分立する立場にありまして司法権の發動の内容について全然タッチする立場にありません。政府でも法務大臣あるいは責任者の総理というぐらゐにしかやはいりようか。したがって、私がこの問題についてたまたま閣僚として一人ここにおりますが、ちよつと答弁の範囲でございまして、お許し願ひたいと思ひます。
○鈴木美枝子君 それでもここでは佐藤総理もおいでにならないのですけれども、ここを一步引き下がつたら御相談する場所がございまして、し、皆さん御相談合つてやっていると、やめて

もらいたいといふことをどうぞおっしゃつていただきます。先ほども申しましたように、個人的な心情的な文章で

全国民に知らせるという、その御返事をする方がこゝにはいらつしやらないとしたら、どうぞお約束することはできないでしょうか。ここにその人がいないといふことで私困つてゐるのです。そうしてこれはたよつてゐるのです。どうぞ、これは西山記者だけの問題じゃなくて、その文章といふことじゃなくて、文章を手がかりにしまして、たいへん心情的なこと、国民に知らせるという、私たちも知るといふ、この原点においてこの起訴状を取りやめていただきたいんです。この心

情で個人的に傷つけるという問題が、みんな書けばこゝういふこゝわい目にあふんだぞといふふうなふうに思わせるような感じもいたしますので、どうぞ取りやめていただきたい。お約束していただきたいんです。お願いいたします。どうぞお立ち

ちになってください。立場が違つて言わないでください、どうぞお願いいたします。立つてください。
○国務大臣(山中貞則君) まあ立ちました。(笑聲) これはやはり立法、司法、行政の三権の問題でありますから、起訴状を書かせるというふうな行為も政府はできない立場にあります。起訴状を取り消すといふことも基本的にはないんじゃないかと思ふんです。まあ私はその方面のことよく

知りませんので、まあここにおける閣僚として何とか言えといふことではあります。そういう御意見があらましたことは総理にお伝えいたします。
○鈴木美枝子君 どうもありがとうございます。(笑聲) お伝えだけじゃなくて、そのときに御自分の意見として、この西山記者を含むすべての記者の、日本の民主主義の、ほんとうにお願いいたします。お願いいたします。(笑聲) 私はもう少し

未来が明るくなつてまいりました。(笑聲)
私の仕事を含めまして、八年前に「ひとりと子」というドラマが中止になつたといふことは、西山記者のそういうことと関係がないわけじゃありませんといふふうに私は思つておりました。ほんとうに沖繩で信頼されていらつしやる山中長

官、(笑聲)ひとつ本土でも、もう一つ信頼されるという業績をお残しになつていただきたいと思ひます。どうもありがとうございます。あとで新聞で見せていただきますし、また個人的に部屋もおたずねいたします。たびたびおたずねいたしまして、その御返事も伺わしていただきたいと思ひます。ああ、よかった。(笑聲)
西山記者の功績について、また私は西山記者の功績ばかりじゃなくて、マル秘の問題をきょうは言おうとしたんでございまして、ずいぶん昔のことでもございまして取り出さしていただきますと、社会党の岡田春夫氏が三矢研究を取り上げた文章の一部を発表したことがございました。その文章の中に、私はこれはむずかしいんでございまして、核を「直接防衛のため」にといふような文章がございまして、それをちよつと私こ

で朗読させていただきます。「核兵器使用について」これは三矢研究でございまして、昭和三十八年のことでございます。だけれども今日の問題にかかわる原点を持つてゐるので讀ましていただきます。「全面戦と核兵器使用との一般の関係について」、「核使用は、全面戦への発展の危険性を潜在的に保有してあり、米ソいずれの側においても、それがたとえ限定的にもせよ、核兵器が使用された場合、発展の危険性は増大するであろう。」「しかし、核使用の目的、量、質等によつて異なるであらうし、核使用即全面戦とは必ずしもつながらないであらう。」「但し、可能なかぎり全面戦への発展を回避しようる限度において報復すべきであらう。」「と、これは昭和三十八年に三矢研究の中で岡田春夫氏が言われない部分なん

でございます。そのことが、いまたいへん沖繩の沖繩戦争ですか、毎日毎日新聞で見ているとたいへんなんでございまして、あれが沖繩復興、五月十五日、来月で終わるとは限らないと思ふんです。ずうつと続いていくかもしれないと、このことについて終わるとか、終わらないと言えないでしょう。ちよつとその点について長官御返事、さつき、あの、あれ果たしてくれなくて、あまりむりなこと

でございます。三矢研究でございまして、昭和三十八年のことでございます。だけれども今日の問題にかかわる原点を持つてゐるので讀ましていただきます。「全面戦と核兵器使用との一般の関係について」、「核使用は、全面戦への発展の危険性を潜在的に保有してあり、米ソいずれの側においても、それがたとえ限定的にもせよ、核兵器が使用された場合、発展の危険性は増大するであろう。」「しかし、核使用の目的、量、質等によつて異なるであらうし、核使用即全面戦とは必ずしもつながらないであらう。」「但し、可能なかぎり全面戦への発展を回避しようる限度において報復すべきであらう。」「と、これは昭和三十八年に三矢研究の中で岡田春夫氏が言われない部分なん

でございます。そのことが、いまたいへん沖繩の沖繩戦争ですか、毎日毎日新聞で見ているとたいへんなんでございまして、あれが沖繩復興、五月十五日、来月で終わるとは限らないと思ふんです。ずうつと続いていくかもしれないと、このことについて終わるとか、終わらないと言えないでしょう。ちよつとその点について長官御返事、さつき、あの、あれ果たしてくれなくて、あまりむりなこと

でございます。三矢研究でございまして、昭和三十八年のことでございます。だけれども今日の問題にかかわる原点を持つてゐるので讀ましていただきます。「全面戦と核兵器使用との一般の関係について」、「核使用は、全面戦への発展の危険性を潜在的に保有してあり、米ソいずれの側においても、それがたとえ限定的にもせよ、核兵器が使用された場合、発展の危険性は増大するであろう。」「しかし、核使用の目的、量、質等によつて異なるであらうし、核使用即全面戦とは必ずしもつながらないであらう。」「但し、可能なかぎり全面戦への発展を回避しようる限度において報復すべきであらう。」「と、これは昭和三十八年に三矢研究の中で岡田春夫氏が言われない部分なん

でございます。そのことが、いまたいへん沖繩の沖繩戦争ですか、毎日毎日新聞で見ているとたいへんなんでございまして、あれが沖繩復興、五月十五日、来月で終わるとは限らないと思ふんです。ずうつと続いていくかもしれないと、このことについて終わるとか、終わらないと言えないでしょう。ちよつとその点について長官御返事、さつき、あの、あれ果たしてくれなくて、あまりむりなこと

でございます。三矢研究でございまして、昭和三十八年のことでございます。だけれども今日の問題にかかわる原点を持つてゐるので讀ましていただきます。「全面戦と核兵器使用との一般の関係について」、「核使用は、全面戦への発展の危険性を潜在的に保有してあり、米ソいずれの側においても、それがたとえ限定的にもせよ、核兵器が使用された場合、発展の危険性は増大するであろう。」「しかし、核使用の目的、量、質等によつて異なるであらうし、核使用即全面戦とは必ずしもつながらないであらう。」「但し、可能なかぎり全面戦への発展を回避しようる限度において報復すべきであらう。」「と、これは昭和三十八年に三矢研究の中で岡田春夫氏が言われない部分なん

でございます。そのことが、いまたいへん沖繩の沖繩戦争ですか、毎日毎日新聞で見ているとたいへんなんでございまして、あれが沖繩復興、五月十五日、来月で終わるとは限らないと思ふんです。ずうつと続いていくかもしれないと、このことについて終わるとか、終わらないと言えないでしょう。ちよつとその点について長官御返事、さつき、あの、あれ果たしてくれなくて、あまりむりなこと

でございます。三矢研究でございまして、昭和三十八年のことでございます。だけれども今日の問題にかかわる原点を持つてゐるので讀ましていただきます。「全面戦と核兵器使用との一般の関係について」、「核使用は、全面戦への発展の危険性を潜在的に保有してあり、米ソいずれの側においても、それがたとえ限定的にもせよ、核兵器が使用された場合、発展の危険性は増大するであろう。」「しかし、核使用の目的、量、質等によつて異なるであらうし、核使用即全面戦とは必ずしもつながらないであらう。」「但し、可能なかぎり全面戦への発展を回避しようる限度において報復すべきであらう。」「と、これは昭和三十八年に三矢研究の中で岡田春夫氏が言われない部分なん

聞きたくないんですけれども、でもちょっと聞かしていただきたいと思うんです。毎日毎日あのベトナムへあれしつていく、あのことが、沖縄復帰前後どういうことになるんでしょうか。

○国務大臣(山中貞則君) これは私のやはり答弁の限界をはずれていると思いますが、しかし政府全体の立場からの答弁として、一応外務大臣、防衛庁長官等の答弁を踏まえて申し上げます、現在施政権下にありまして、アメリカ側の行動について日本が制肘し干渉することが不可能な環境にあります。しかしながら、復帰いたしてまいりますと、これはそれぞれの担当大臣が言っておられますように、本土並みであるということを言っておられますが、その本土並みの、あるいは事前協議なり、あるいはまた本土において米軍との間にあって正常な話し合いのもとで進められておるそのことが、沖縄にも適用されると私は信じておりますし、そうでないと沖縄の人たちにとつてまさに本土復帰とは何ものかを、あらためて問ひ直す立場に置かれる。そういうことにおいてはならないと私は念じております。

○鈴木美枝子君 それでも久保・カーチス協定のことで、「局地防衛」というふうな言い方をしているわけでごさいますけれども、「日本国による沖縄局地防衛義務の引受けに関する取決め」ということになっておりますので、これはもうきまっておりますから、五月十五日以後にあらためて話すというふうなことではないような気がするんです。

そしてまた、英文で書かれた文章の一つをとらえますと、日本語に訳しますと、即時防衛、防衛というのとはだ守るということじゃなくて、外へ出て行くというふうには私はこの間の第二次戦争のときも思っていたわけですね。即時防衛、即時防衛という、即時に命令されたら出て行くということ、五月十五日に自衛隊に戻りましたら、自衛隊はそうなるんでしょうか、長官にお伺いしたいです。

○説明員(大西誠一郎君) 沖縄の防衛に関する久保・カーチス協定の表題をいたしまして、局地防衛というところが使われている、その意味についてお尋ねと思いますが、これは英語でイミディエイトというふうになっております。それは直接防衛というふうなわけには理解しております。なぜかというふうなことを使ったかと申しますと、沖縄は現在米軍が駐留いたしておりますので、西太平洋における安全のために役割を果たしておるわけでごさいます。そこへ自衛隊が部隊を配備するという場合に、自衛隊が引き受ける責任は、あくまでも沖縄の直接防衛である。米軍が従来役割として果たしております全般的な防衛と区別する。その点をはっきりさせる意味にございまして、御承知のように、自衛隊はあくまでも本土防衛に徹するというものでございまして、米軍の行動とは関係はございません。

○鈴木美枝子君 五月十五日に沖縄が返ってまいりました、そういうことになるとして、よく返ってきましてから本土並みというところが使われているのでございまして、そうしたら、埼玉県並みあるいは北海道並みと受け取ってよろしいんでしょうか、その自衛隊の問題は。

○説明員(大西誠一郎君) ただいま申し上げましたように、任務については自衛隊法に定められたところから従って行動するわけでごさいます。本土並みでございまして、それから埼玉県とどうかということはおそらく自衛隊の規模についての御指摘と思いますが、一例を陸上自衛隊の部隊にとつて御説明申し上げます。現在普通科連隊は本土に四十六ございまして、北海道に相当の数がございまして、この数字はほぼ各県に一つということになるわけでありまして、しかしながら、沖縄に配備する陸上自衛隊の部隊は、普通科中隊二、施設中隊一、飛行隊一ということでごさいます。本土にごさいます普通科連隊の半分ないし三分の二程度の規模の部隊でございまして、そういう意味から、沖縄につ

いて特に厚くしてあるということはおさいます。もちろん、沖縄は離島でございまして、そういう点を考慮いたしまして、最小限の機能は全部そこに配置をするということがございまして、機能別に見ますと本土よりも若干厚いところもございまして、ただいま申し上げましたように、それは任務を最小限度に遂行するために必要なるものを配備するという趣旨から部隊の規模がきめられたものでございまして。

○鈴木美枝子君 それならば北海道、埼玉県並みに、本土並みに沖縄の自衛隊がなるとしたら、出動するときに、やっぱり埼玉県も北海道の自衛隊も出動するということになるでございましょうか。

○説明員(大西誠一郎君) ちょっと御質問の意味がはつきりいたしません。自衛隊の部隊の出動は、自衛隊法に定められた条件において、また手続に従って行なわれるわけでごさいます。その点本土における自衛隊の部隊と沖縄に配備をされる予定の部隊とは、何ら本質的に相違はございません。

○鈴木美枝子君 毎日新聞に出ておりますベトナム戦争のあの事態が、沖縄の中でたいへんな問題が起きてんだなあとということを想像するわけでごさいますけれども、そこにいらっしゃる住民の方たち、それからこのごろ超党派の婦人の方でお願ひにあがりまして売春婦の方たちのこと、それから暴力団のことで山中長官にもう一つお願ひしたいのでございまして、ちょっとお願ひいたします、お立ちになっていただきたいと思ひます。

ただきたい。これも山中長官を見込んで私お願ひしたいんですけれども、ちょっと御返事をお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) 警察庁のほうから。

○鈴木美枝子君 私山中長官にお願ひしたいんです。

○国務大臣(山中貞則君) これは現在琉球警察も、やはり社会秩序の立場から取り締まりはしていることと思ひます。しかしながら、本土のそれらの暴力団に対する警察行政の手きびしい姿勢というふうなものが、はたして沖縄の現在の琉球警察とられておるものと一致するかどうか。これはやはり問題なしといたしませんし、また米軍基地が一ぱいありまして、そして本土に見られない形態の、後ほどお話も出るでございまして、間々そういうものには背景に俗にひとも言われるそういう暴力団組織が巣くいがちであります。そういうことを考えますと、ようやく沖縄の売春防止法も発効するところまでまいりましたし、本土並みの取り締まりができることになってまいりました。それが付随して売春組織とも関連し、あるいは基に依存するいびつな形態の都市に巣くう、そういう若干国際的な色彩と申しますか、そういうものも本土とドッキングするとか何とかというところもいろいろ言われておりますけれども、そういうものはやはり警察行政で今後本土並みのきびしい取り締まりの対象にしてみらえるであろう、またそうしなければならぬと思ひます。

○鈴木美枝子君 五月十五日に祖国復帰になるということが出たら、暴力団の人がばつと出てきたということは、何か暴力団の人を使つて圧力をかけているんじゃないかなあというふうな想像もちょっとしたんです。できればそのことも五月十五日になってからじゃなくて、早目にやっていたきたいというふうなことをどうぞお願ひいたします。

それから、その一つの例として、私は、まあ聞

いた話なんでもございませうけれども、婦人の超党派で売春婦の方たちの前借りのことなどなくするようになつていふことが社務や何かで言われて、できるだけ努力をしようとお答えをいたしたいとございませうけれども、たとえこの十五日までやっている女の人たちが、前借りの金が多いから逃げ出そうと思つた暴力団の人がつかまえて、そして暴力団の人がその女性のひざの上に乗つてからだをねじつたりつねつたり、そういう、まるきり殺すといふことはできないのです、また売春させなければならぬから、つまりなま殺しですね。そういうふうなやり方をしたり、また船へ乗せてそして深いところじゃなく、やや立てるところまで連れていって、そこへ捨てて、殺したら、またあとでそういう商売をさせるといふことがあるもんですから……。そしてあとおぼれて、しばらくたつたらそれを引き取り回しながら連れてくるという、そういうようなことをやっているらしいんです。ただ暴力団がいてあれしているひもだといふだけではなくて、もう命すれすれのところまでやるというのを私聞きました、そこでせめてそういうことをないように、つまり五月十五日まで待てないような、せつぱ詰まったものが幾つかの話の中にあるようございします、これも山中長官ほんとうにこの二つのこと、どうぞよろしく願ひいたします。そしてこの二つのことがせめてなくなつていふ——もう西山記者のことはなくしてくださるというのを確約いたしましたので、ほんとうにまあありとうございしました。私もそれを信じて山中長官の部屋へあとたびたび伺ひたいと思つても、よろしくどうぞ願ひいたします。暴力団のことと、よろしくどうぞ。どうもありがとうございます。

○藤原房雄君 沖縄復帰もいよいよ二十数日に迫つたわけでありませう。本日は総務長官の所信表明に対する質問ということでございませうので、沖縄に関する何点かについて御質問したいと思ひます。

所信表明の中で長官は、「残された期間に、琉球政府をはじめ沖縄県民と力をあわせ、心おきなく復帰を迎えられるよう全力を尽す所存」であるといふ表明をされております。今日までいろいろ御努力なさつたことにつきましては、私も十分その点については認めるところでございませうが、現在報じられるところによりますと、この県政に移行の問題とか、軍用地の契約のこととか、それから米軍基地の従業員の間接雇用移行、こういうような問題につきまして、若干その準備が不十分であるといふようなことも報じられております。いづれにしても、もう一カ月ないわけでありませうので、この完全な準備ができて、晴れて祝典を迎えられると、こうでなければならぬと思ひます。わけでありませうが、この間の概況につきまして、総務長官からお伺ひしたいと思います。

○国務大臣(山中貞則君) まさにおっしゃるとおり、もう秒読み段階でございませう。この間に私たちとして、県民の各界各層からの御心配、あるいは御要請といふものを踏まえて、すべてが全部解決できないにしても、全部解決する心組をもつて当たりだと思つております。先ほど例としてあげられました軍労働者の方々の復帰を目前にして、五月の十四日解雇といふことまで出るような環境といふものを座視できませんので、私どもとしては、引き継ぎは防衛施設庁のほうで一応やっておりましたけれども、退職をどうしてもしなればならぬ方々については、特別に今回は、本土からの退職金の差額の支給に加えて、アメリカが支払いますネットの退職金の分プラス本土からの差額の分、いずれも加えた総額に対して大体二〇〇%程度、すなわち現在の為替の交換レートもしくは実勢レートをも、いずれも上回る率の三億一千万余りの金を積みまして、そして何とかその点で復帰直後円圈に入る不幸は退職する方々に対する措置を御了解をいただまして、一応まだ一、二の支部で不満が残つておるようでありませうが、これらの人々の問題は、あと身分引き継ぎの問題といふことで、防衛施設庁もいふ努力をいた

しておりますので、私どもとしては、一例でありませうけれども、できる限りは私たちの手によつてそのような不安を除く措置を一つ一つ積み上げて復帰の日に備えなければならぬと考えております。

○藤原房雄君 ただいま米軍基地の従業員の問題につきまして、例をあげてお話がありました、そのほか、復帰に伴ひましていろいろ問題の準備しなければならぬわけでありませう。その中の一つとして、沖縄県の知事、部局、それから各種の委員とか委員会、それから外局、こういう沖縄県の姿はどういうふうな形に持っていくのか。この点につきましては、沖縄国会におきましていろいろ議論のあつたところでありませうが、これに伴う県条例、これは特別措置法の第四條で、布告、布令も含むいわゆる沖縄法令を、三カ月経過するまでの間は、県の条例、規則と見なすことと定められておりますけれども、こういうものがきつと整備されていなければならぬことになつておると思ひます。これらの問題につきましては、各党の方々が十分な配慮をなさつておると思ひますけれども、これらの間につきましては、まあ準備おささ意たりなく進められておるかどうか、この点についてお伺ひしたいと思います。

○国務大臣(山中貞則君) 復帰後、本土の県に当然になることに伴う県条例の問題でありませうが、これは準備はすでに終わつておりますけれども、沖縄、現在の琉球政府と立法院という立場の中で、与党、野党の意見が、復帰の日に知事になる人の専決でよろしいという意見と、いわゆる知事と見なす現在の琉球政府行政主席の専決でよろしいという意見と、復帰の前に県議会と見なされる現在の立法院においてこまかく条例として制定したものを、それを議決されたものとして知事が執行すると、条例とするという意見が対立をしておるようでありませう。これはまあ、私どものほうでそれに対してどちらがいい悪いといつて乗り出す問題ではありませうので、この問題は、いわゆる形式をどう踏むかという問題になつておるようでありませうので、準備としては整つておるものと考えます。

○藤原房雄君 次は、琉球政府の職員の扱いの問題でありませうが、現在まあ一万八千人いらっしゃると思ひますが、これはまあ国家公務員と地方公務員と分かれるわけでありませうが、現在肝心の沖縄開発庁設置法が成立しておりますので、この法案の成立を待つてから、いろいろ問題については、職員の身分の承継といふ問題がはっきりするだらうと思ひますけれども、まだできていない段階であります。それらのこともございませうし、この一万八千人の職員の帰属先という問題は、職員の方々にとりましては非常に重要な問題だらうと思ひます。聞くところによりますと、公務員は六千七百四十人、地方公務員が一万一千六百三十人、この残りの四百人は自衛的な退職となる予定といふふうにも聞いておるわけでありませうけれども、現在のこの職員の方々が、本土復帰とともに、まあある程度犠牲を強いられなければならないといふような、こういう立場の方々が十分な配慮がなければならぬと思ひますし、こういう問題については、どのようにお考えになつていらつしやるか。また、この琉球政府職員の扱いの現状といふか、実情をちょっと詳しく御説明願ひたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) まず、国家公務員にも引き継がれず、琉球政府復帰後の沖縄県あるいは関係市町村にも引き継がれない、復帰を前にやめていかれる方々、これは実は、私もが本土で考えますと、強制的に、おまえ、はみ出すからやめろといふふうな措置をするように受け取られがちでありますし、また、そう見られてもしかたがないように思ひますが、実は、私も現地に於いて自分自身でびっくりしたのは、私はやめたいのです、やめたいのですが、いわゆる本土に比べて二倍、勧奨退職の場合に三〇〇%の退職金ということになつております、これについて財源がないといふことで、自分たちは後進に道を譲れないで

いるというような話がずいぶんございまして、したがって、四十五年度予算、四十六年度予算と措置もいたしてまいりましたが、今回も、復帰を前にして、むしろ退職金を三倍もらって勲褒退職の形でやめたいという人たちがおられますので、これについて琉球政府も無理をちっともしておりませんので、これらの方々につきましては、財源を琉球政府の現在の法律、本土の二倍の退職金をもたらえるように措置をいたして、そのことで円満に退職をしていく方々でございまして、したがって、表向き出ている数字は冷酷のようではございますが、本人も希望しておられる方々がほとんどであるかと、私は、そういう報告も受けておるわけでありまして、そうであると思っております。その他の残りの琉球政府復帰後の沖縄県並びに関係市町村、そして沖縄県内に置かれるであろう出先の機関に対する国家公務員への移行というものは順調に進んでおりますが、しかし、お話をいたしましたように、沖縄開発庁設置法が通っておりませんために、もうあとわずかの期間を残しながら、本来はもう各々それぞれの人ごとに、あなたは税関、あなたは海上保安庁とかいろいろございまして、それらの、まあ一番多いのは五百八十三名を受け取る沖縄開発庁総合事務局であります、これらに対して、皆さんの了解を得て、そして名簿をそろそろ琉球政府にお渡ししなければならぬ時期にきておりますけれども、実は、この作業が、法律が通っておりませんために、一人一人について確認された名簿を差し上げるところまでいっておりませんけれども、実質上は、人の問題でありまして、復帰したらどうなるんだという心配のままで今日までじんぜん日をむなしゅうすることはできませんので、おおよその、個々の人々については、復帰後は自分たちはどうなる、どこで職に移るんだ、ということ等で一応は話についておりますもの、その方面は順調にしておりますが、最後の作業である名簿の提示その他についてで、きない状態にありますので、一そう国会の審議をお願いしつつ、すみやかにそれらの作業が最終的に

に終わりますように努力をしたいと考えています。

○藤原房雄君 通貨の問題につきましては、同僚委員からお話をいただきましたので、あれであります、ドルチェックが十月九日ですか、あの時点で行なわれた。まあその当時いろんな状態の人がいらしたのだと思えます。先ほどの長官のお話の中にもいろいろ配慮がなされておるようでありませうけれども、やはりこのドルチェックが行なわれた時点で旅行しておったか、また、突発的な何か問題のあった人とか、また、あのドルチェックがあった後に付加価値や資産増加分を対象とすることが不可能な人、こういういろんな状況の人たちがあって、それらに対する対策といひますか、配慮というものがやはりきめこまかになされなければならぬ状況の方がいらつしやるんじゃないかと思ひますが、こういう方々について、いままでお考えになつて措置なさることになった方々についてお伺ひしたいと思います。

〔理事鈴木孝弘君退席、理事楠正俊君着席〕

○国務大臣(山中貞則君) 一、二の例をあげますと、ちょうどドルチェックのときに手持ちの金を持った方で航海中であるという船舶の乗組員、漁船を含む皆さんについては、船長さんの責任でチェックしてもらひました金額を認めることにいたしましたし、なお、土地の、軍用地の借料の支払いが、これは年一括払いで行なわれておるわけでありませうけれども、米軍の手から支払われておりますが、しかし、それが個人の手に十月九日以前に渡つていた人たちはもちろんドルチェックに持つてこられたわけでありませうけれども、これが市町村の段階で金庫もしくは銀行に預けられていたという問題は、これはまさに事前にもつた町村の地主さんともらわぬ町村——たまたま米軍から金が出ていても手にしてゐなかつた人たちの町村との違いでありますので、これは金額も明確でありますし、追加してチェックされたものとみなすことにいたしました。なお、先ほど来申しております、コイン等の確認のチェックができないための持ち回り等が一部あったという問題も、

これは善意の小額の助け合い運動というようなことで、一応大蔵に目をつぶつてもつた次第であります。

○藤原房雄君 通貨交換に五百億からのお金が見金輸送される、こういうことについても、われわれは新聞報道しか知ることができないわけでありませう。また秘密に属する点もございまして、——秘密といひますか、あまり公にできないこともあるかと思ひますけれども、こういう大きな現金輸送が行なわれるということには、いろんな注意、配慮がなければならぬと思ひます。私もまあ深い知識はないわけでありませうけれども、八ノット程度の船で輸送するということでもありませうけれども、まあこういうことで、船がおそいからどうしようということじゃございませうけれども、まあ護衛艦隊、護衛隊群がこれに当たるといふことであります、護衛は総務長官の担当じゃないかもしれませうけれども、これで十分な対策といへるかどうか。さらにまた、わずか一週間のうちに二百カ所とも言われるほどの所で、この窓口で交換するということでありませう。これには相当な警備体制がなければならぬと思ひます。いづれにしても海上輸送、陸上輸送、離島間の輸送、どれ一つをとらしてみても、万全の対策がなければならぬと思ひますので、万全の対策がなければならぬと思ひますので、現在発表できる段階の、また、これらに対する所信といひますか、どう行なわれておるかというふうなことにつきまして、あらあらお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) これは、日銀からコンテナがトラックに積まれて走り出すその瞬間まではオーブンにできないと思ひます。しかし、そのあとは、これはオーブンにせざるを得ない警戒体制の中で運ばなければ、またきわめて危険でありますから、これはもう明らかにだれの目にも現金輸送中であるということが映るのは仕方ないことである。国際通貨史上でこのような大量の現金を運ぶという例はいままでありませんので、私もこれはこれに対して相当長期間の周到な検

討をいたしておるわけでありませう。これは、本土の陸上から港まで運ぶ警備、さらに、積み込みました後のこのLSTの——第二次大戦中の上陸用舟艇しか使えないという問題は、実は積載能力という問題と、それ自体の船の防御能力と申しますか、そういうものを持つておる船がほかにございませうので、やむを得ずカタツムリのような早さのもので運ぶことになるわけでありませう、これについては、当然自衛艦隊、もしくは飛行機、その他が護衛をいたします。施政権のまだ存在しておるうちにその境界を通りますから、境界を通りましたならば、米側の善意の護衛といふものが、海空にわたつて援助が期待できるようになつております。また、向こうに参りまして、那覇港に着きました後、日銀の支店、さらに日銀の支店から各々それぞれの離島の交換所まで運んでいく輸送について、琉球警察を中心として十分の警戒体制をとりますので、米軍の援助等ももちやうございませう。支障なく運ばれるものと考へております。しかし、最悪の場合において、何ジャックと申しましやうか、そういう海賊みたいな者が、相当な戦力を持たないといふ場合の思ひますけれども、しかし、かりに来た場合においては、やはり国民の金でありますから、そして沖縄の県民の人たちに渡さなければならぬ義務のある金でありますから、保険にかけておりますし、さらに金額は大きいので、国際保険機関に再保険をいたして万全を期しておるということでございます。これ以上本日の段階では明らかにすることはできません。精一ぱいの輪郭をお話し申し上げた次第であります。

○藤原房雄君 次は、この振興開発計画のことでございますが、この沖縄振興開発計画というものは、これはどういうメンバーの人たちがどういう手順でつくられ、いつごろまでにこれが作成されるのかという、この点について伺ひます。

○国務大臣(山中貞則君) これはもう法律の命ずるところにより、新しく選ばれた沖縄県知事がその原案を作成する権利を持っております。その原

案に対して、審議会を開いて、それにかけて、最終的に総理大臣が決定をいたしますが、その審議会については、私のやや配慮に欠ける点がありまして、総員二十五名、うち十三名が関係各官庁の役人の諸君であつたといふことから、衆議院で五名増員をされて、三十名にふやしてもいいました。その三十名にふやした分も含めて過半数を沖縄県を代表する各界各層の方々に入つていただきまして、事実上沖縄県知事の原案作成、そして作業には沖縄開発庁が協力をいたして、国の案として努力をいたしますが、その決定に当たる審議会の過半数は、沖縄県のそれぞれの代表者であるといふ、二重の配慮をすることによって、沖縄県民の意思に沿う、そして国家が責任を持ち得る開発計画が立てられていくものと思ひますが、御承知のように、復帰の日以後五十日以内に県知事の選挙がございます。県知事、県議会議員の選挙がございますので、その新しく選ばれた県知事という者が実際上案をつくりますから、つくられて持つてこられたものについて、最終的に案を練り上げるのは相当時間が要ります。やはり秋口をやや過ぎる感じの十月ごろにできればいいんしあわせであると思つておりますから、それらを踏まえて、来年の予算編成等に当たっては、やはり弾力的にそれらの計画が第二年度分の予算に反映しなければならぬので、一応の予算締め切りは八月三十日、三十一日という約束にはなつておりますけれども、それらの配慮を十分にいたした四十八年度予算に間に合う計画作成のための原案作成といふことを考えなければならぬと思ひます。

○藤原房雄君 そういうことを、いま総務長官のお話から、沖縄振興開発計画といふものにつつきましては、いろんな選挙、知事選挙があるとかいふようなことがございます。そういうことを考えますと、来年度の予算、各省の概算要求、夏から始まるのでございますけれども、当然タイムリミットといひますか、いま長官の言われた十月というのはぎりぎり一ぱいのところだと思ひます。この

振興開発計画、これはこれからの沖縄の開発にとりまして基本となる最も大事な開発計画でありまして、これには相当時間もかけ、いろんな方面の方々がいふような意見を出し合つて誤りのない、沖縄に最も適した開発計画でなければならぬと思ひます。いまよくどくどく私が述べるまでもなく、沖縄開発につきましても、何といひましても企業進出が第三次産業のみであつてはならない。やはり労働集約型の、沖縄の労働人口が十分に吸収される産業といふものが最も望ましいわけでありまして、そういう点から大企業の無秩序な進出、開発、こういうことはあつてはならないと思ひます。こういう点のいふような角度から検討をしなければならぬと思ひますので、レジャー産業とか、石油産業とか、進出が予定されておる、またきまつておる。こういうものがございまして、いづれも沖縄の労働人口を吸収するに足るものではないといふ、こういう点につきまして非常に憂慮してゐるわけでありまして、こういう現在沖縄に對して本土から進出しようとする企業、この点につきましても、機会あるごとに総務長官からお話があつたわけでありまして、最も望ましい沖縄の産業構造といふものはどうなればならないか、それをどう実現していくか、そういう点も十分に念頭に置いて配慮しなければならぬといふことだと思ひます。こう考えますと、振興開発計画といふものは将来の沖縄のあり方といふものを左右する最も大事な計画になると思ひます。この件につきましても総務長官の所見をお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) 沖縄においては税制、金融等について沖縄の既存産業に脅威を与えず、そして競合せず、沖縄の既存産業にも好ましい影響を与え、あるいは関連産業が振興される、それによつてまた沖縄に對して雇用労働力あるいは付加価値の上において貢献をする企業といふものを選択していくための努力をしたいと思ひます。それらの点は、税制、金融等はすでに措置済みでござい

ますが、これらの国の措置に對して、企業がなかなか沖縄に出ていきたくない理由に、やはり一つには立地条件が逆にマイナスの条件になる。南方の離れた場所にあるといふこともありまして、水や電力等が現在の時点においては豊富に得られないといふような点等もございまして、水等については、工業用水も含む生活用水の優先ではありますけれども、北部の福地ダムや安波川、新川、普久川等におけるすみやかな多目的ダムの完成並びに中部へそれを導水するといふことを全額国庫補助でやりますので、これらの問題を解決して、さらに電力等について十分な工業用電力等の確保が出来ますように、こういう条件を整備して、沖縄県の新しい未来に基礎条件をつくることに努力をしたいと思ひます。

○藤原房雄君 最も雇用効果のある、経済効果のある、そしてまた地方財政に大きな寄与をする工業開発は、非常に困難なことであらうと思ひますけれども、沖縄にはこういう条件になつたものでなければならぬ、これは長官のおっしゃる通りだと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) いまだ返還の見通しの立たないものを開発計画の中に組み入れていきますと、かえつて間違つたといふ結果を、蹉跌を来たすおそれもありますが、返還されていきます基地については、これは当然一義的に地主に返還をさかえてゐる市町村の、それぞれの自分たちの町村内における基地が返還されたならば、自分たちはこのような設計、青写真を描きたいといふような希望等がすでにもう出されておられますので、これは私も十分返還されておられます地主の権利といふものを了解することが前提でありますけれども、当然沖縄県全体、あるいは基地のあります市町村の計画に沿つた経済再建の計画の中に組み入れるべきである。個人の所有に帰していきましても、これが国の経済開発の立場が取り入れられてゐて、沖縄の市町村の繁栄に貢献をいたすものでありますならば、これをおそらく地主の方々も喜んで、もちろん平和利用でありまして、加勢をしていただけるものと思つておりますから、勇敏に積極的に、返されるものはほとんど計画の中に取り組んでいくという姿勢は初めから堅持してまいりたいと思ひます。

○藤原房雄君 沖縄の開発、これは先ほど申しましたようにいろいろの問題をはらんでおります。さらにまた、基地依存経済といひますか、およそ総生産の四〇%に当たる二億ドルにもわたる大きな金額が基地関連収入となつておると、こういう

ことでございますので、非常に困難な問題が相伴うわけでありますが、開発計画の推進、これは積極的に沖縄開発のために進めていただきたいと思いますが、それに伴いまして、復帰後私どもは最も心配する問題といたしまして、この労働問題があるわけでございますが、四月の十七日、労働省から「昭和四十七年度の雇用の見通しと職業安定行政の重点施策」が発表になりました。この「昭和四十七年度の雇用の見通しと職業安定行政の重点施策」の中に、沖縄の問題について若干触れておりますので、この問題につきまして二、三お伺いしたいと思います。昭和四十七年度の雇用の見通しと職業安定行政の重点施策の中で、沖縄に關しましては、復帰後の沖縄における職業の安定をはかるための諸対策の総合的かつ計画的推進をはかる、まあこのように抽象的に表現されておりますけれども、これは具体的にどのように進めていくお考えなのか、この点についてお伺いしておきたいと思ひます。

○説明員(関英夫君) お答え申し上げます。沖縄に對しまして雇用政策の基本といたしましては、私ども極力離職者の発生を防止していくと、これが基本だと考えております。このため沖縄の振興開発の促進といったことにより、雇用機会の確保につとめる必要があることは先生のお話のとおりでございます。しかしながら、復帰に伴いまして、制度の変更あるいは米軍基地の縮小等によりまして、やむなく離職者の発生することも予想されるわけでございます。このようなものを含めまして、沖縄におきまして失業者の職業の安定をはかるために、沖縄振興開発特別措置法におきまして、いろいろ規定を設けております。すなわち、まず第一に、沖縄におきましては、職業の安定をはかるための職業紹介なり職業訓練あるいは開発就労事業、そういったことに基づいての計画をつくりまして、この計画に基づき総合的な施策の推進をはかる、こういうことにならうかと考えております。

次に、振興開発計画等によりまして公共事業が

行なわれてまいりますが、そういった公共事業につきまして、失業者の吸収率を設定いたしました。そういって失業者の雇用の場を確保していきたいと考えております。

それから第三番目には、復帰に伴う制度の変更や基地の縮小等によりやむなく失業する人々に對しましては、三年間有効の特別の求職手帳制度というものを設けまして手帳を発給いたしまして手帳の有効期間中いろいろ手当を支給しながら就職促進の措置をはかっていくというようなことを考えております。また、軍関係の離職者につきましては、本土にありまして駐留軍関係離職者臨時措置法、これに円滑に引き継いで、やはり三年間にわたります。就職促進措置をはかっているといきたい、かように考えております。

○藤原房雄君 いまの御答弁、まことに一つ一つが実現されればこれはよろしいのでありますけれども、雇用の場をつくるのか、こういうことは、実際に雇用を促進するといひましても、実際はなかなか困難な問題、沖縄という土地柄、立地条件からむずかしい問題があるかと思ひます。そういうことでそれを具体的に、いまだどのようなことをお考えになつていらっしゃるのか、当然企業が誘致されるということがなければならぬと思ひますけれども、その間のことについてどのようにお考えになつていらっしゃるか、具体的な案があらましたら伺いたいと思ひます。

○説明員(関英夫君) お答え申し上げます。先生のお話のとおり、具体的な雇用の場がなければ職業紹介等につきましてもうまくいかないわけでございますが、私ども企業進出までの間に、先ほど申し上げました公共事業等が相当多量に行なわれますので、そういった公共事業に失業者を何%吸収しなければならぬ、こういったような措置を講じまして、できる限り地元の人をそういった公共事業に吸収していただく、これを第一に考えたいと思ひます。それから、そういった措置によりましてもどうにもならない場合には、私どもの手で地元の開発

に役立ち、かつ失業者の吸収のための事業を特に起こしていく開発就労事業といったような形のものも考えていきたいというふうに考えております。

○藤原房雄君 次は、この全軍の米軍の基地に働いておる方々について、これらの方々の退職なさる離職者対策という、この問題について二、三ちょっとお伺いしたいと思ふのでありますけれども、米軍に働いておる方々の退職金につきましては二割増し支給と、こういったお話をしておりますけれども、現在復帰時点におきましてどのくらいの方々が離職なさることになっておるかという、この間につきましては、おおよそ試算があるかと思ひますけれども、お伺いしたいと思ひますが、防衛庁です。

○政府委員(安斎正邦君) お答えいたします。軍労働関係の方々でございますが、まあ昨年の、四十六年の十一月一日現在で大体二万一千五百名ばかりの方が在籍されておるわけです。これはまあ現在の沖縄におきましてところどころ、二種と言われる方々でございます。直接米軍、あるいは米軍の諸機関が雇つていらっしゃる、こういう方々です。その方々が間接雇用に移行する方々になるわけでございますが、この五月の十五日の復帰直前までかなり大量の方が離職されるということになります。大体四十六年十一月一日からずっと通算しますと、約二千名くらいの方になるのですが、この三月の十九日以降、大体批准日以降と申しますか、非常に復帰が直前に迫つた時点で離職を余儀なくされる方という方が千六百名近くおられるわけでございます。この方々に対してしましては、従来の米軍の普通の退職金というものがもちろん支給されるわけでございますけれども、先ほど山中長官が御答弁されましたように、いわゆる本土との退職金の格差がございますので、これについての特別の措置として対策庁のほうで御措置願つて、これが琉球政府のほうにいくわけでございますが、そのいきましたその残務として、復帰後この方々たちに施設庁として特別なお金を支給

するといふ形になるわけでございます。その後、復帰が終つてしまつてあと、と申しますのは、全部移行が済んであと、これは大体二万人ちょっと切ることになると思ひますが、そういう方々が復帰後移行されるわけですが、その方々たちにつきましては、施設庁が雇ひ入れて、いわゆる間接雇用という形になります。そうして間接雇用後基地の縮小その他でも離職を余儀なくされるという場合には、駐留軍の従業員の離職に對する特別の措置法というのがございますので、これによつて処置をしていくというふうになつておるのでございます。

○藤原房雄君 退職金のことについてはどうですか。

○政府委員(安斎正邦君) いま申しました退職金の問題と、先生おっしゃつていらっしゃるのとは、おそろく従来、米軍がいま払つておられます退職金でございます。これはもちろんドルで払われるわけでありまして、ところが、復帰になりますと、これはまあ円になるということになりますと、復帰を直前に迎へながらドルでもらつたのを円にかへるといふ問題の一つのショックといひますか、ギャップといひますか、そういうものを埋め合わせるという目的で、その約二割増しぐらいというところ。それからもう一つは、退職金そのものが本土の退職金と少し格差がございます。その格差部分を、従来から特別な給付金という形で琉球政府を通して払つておるわけでございますが、その分についても、もちろん復帰直前の問題でございますので、これはドルで出るわけでございますから、その問題についても、やはり復帰直前にそういう措置が出るということではお気の毒だといふことで、この分についてもやはり二割増し見当の、差額といひますか、差損といひますか、そういうものを特別に処置するということでございます。これは、額は勤続年数その他によつて各人別いろいろ変わりますので、また個別の問題にならうかと思ひます。

○藤原房雄君 いまのお話で、退職金はドルを円にかえる、そのために二割増しというのですね、この二割増しにしたというこの根拠といえますか、それはいまのお話ですと、ドルを円にかえる、その差額というか、そういう点を見合せていうことなのですが、そういう説明でよろしいですか。

○国務大臣(山中貞則君) これは私のほうでつた措置でありますから、私から御説明をいたします。

先ほどの説明と同じであります、まず、いままで支給いたしてまいりました本土駐留軍労務者の条件による退職金の沖繩における退職者との差額の分について、それを予算で補助をいたしますと同時に、アメリカ軍が支払いますものと部分、いわゆる米軍の契約に従った計算方式で支給される分と、その差額を本土から積み増す分を両方含めた金額に対する二〇%増しということと計算したわけでありまして、これは基準レートは三百八円でありまして、実勢レートは三百二、三円というときでありましたけれども、それはいずれも二〇%に達しないパーセントであります、まあ大蔵の立場もありまして、これはいわゆる為替の差損そのものではない。したがって、二〇%というのは上回っておりますから、おおむね三百円ぐらいのものと置きかえれば開きがあるわけでありまして、その分を埋めましようというわけでありまして、これは極端な人は復帰の前日に解雇される、そのときに受け取るドルが翌日は三百八円と一応換算される予定の、あるいは実勢レートで換算される予定の円に変わってしまふ。復帰の日以降であるならば、当然価値の高い円で支払われたはずだということに着目して、批准書交換の日以降の解雇者について措置をとるということにしたわけでありまして、為替レートそのものとは関係のないパーセンテージであります。

○藤原房雄君 非常に、この為替差損という問題もございまして、その点の配慮だと思えますが、この二割増しというのは、私どもは、自分の意見で解雇されるのではなくして、こういう社会情勢の変化によって余儀なく離職しなければならぬ、こういうことでございまして、これはもう本土であります、まあ相当な割増しを考えられるわけでありまして、しかし、沖繩においては二割増しということだけでも、私どもは少し不足、本土から見ますと、いろいろな公務員の方々の立場からしますと、もっと割増しを考へるべきじゃないか、こう思いますし、もはや為替差損と、こういう問題がからみますと、二割では少し少ないではないか、このように私も考えたわけでありまして、けれども、こういう点についての配慮というものはなかつたんですか。

○国務大臣(山中貞則君) これはこういうふうな受け取っていただきたいんですが、本土のいわゆる金駐労といわれております間接雇用の方々が退職されたとしたならば、という計算の差額は五億ほど出たわけでありまして、そのほか、復帰の直前にドルで支払われるというその特殊な環境を考えまして、米軍が支払うネットの分も含めて、総額に対して二〇%、いわゆる実勢レートをも基準レートをもいずれも上回るパーセンテージのものを特別に給付するという金額が三億、計八億になるというところでございまして、これは本土の方々よりもその点は二〇%優遇されたというふうな、現在の仕組みではおとりいただいたほうがよろしいんじゃないかと思ふんです。

○藤原房雄君 基地の従業員の解雇された方の過去の実績といえますか、いままでやめられた方の再就職というものをみますと、再就職した方が三分の一、本土に就職したのは一割、このような調査の結果もあるようでありますが、こういうことからいたしまして、先ほどお話しのように、千六百人以上の方が職を離れるということになりますと、これは相当な対策を講じなければならぬと思ひます。そこで、総合職業訓練所、こゝである程度職を身につけて再就職の機会を与えようじゃないかと、こういうことでございまして、実際沖繩には一カ所しかないというので、はたしてこれだけ

の、一時的かもしれないけれども、多くの離職者が出るのに対して、一カ所で希望する方々に対して十分な措置がとられるかどうか、こういう点非常に憂慮するわけでありまして、この点についてはどうですか。

○説明員(関英夫君) お答え申し上げます。離職者に対しては再就職の手段として、一番やはり有効なのは職業訓練だと私も考えております。そういう意味で、沖繩につきましては、復帰前から職業訓練所を雇用促進事業団の手で設置いたしました、確かに一カ所では十分でないということですが、今度、本年度でさらに一カ所増設を考へております。なお、そういった場合でも、地理的条件あるいは訓練の職種、そういった関係で、その訓練所では訓練を受けられない方も出てくる場合もあるかと思ひますが、そういった場合には適当な施設に訓練を委託いたしましてやる方法とか、短期間に速成訓練をやるとか、いろいろな形で職業訓練に特に力を入れていきたいというふうに考へております。

○藤原房雄君 時間もありませんので、ちょっと飛ばしまして沖繩に外国人の労働者が相当数いらっしゃる。これはまた復帰になりますと、それがどういう立場になるか、こういうこと、いろいろございまして、時間もありませんので基本的な問題だけちょっとお伺いしたいと思ふのでありますけれども、いずれにしても、外国人労働者の方々は一次産業的な職についている方が多いようであります。まあ沖繩の若年労働者がほとんど本土へ流出するといふ、こういうことからいたしまして、何らかの対策といふものが講じられなければならないと思ひますが、この問題につきまして沖繩復帰対策要綱の第二次分、「復帰後も一定期間、外国人労働者の季節的受入れが行なえるよう措置する。」こととしたという、このようになことが書いてありますけれども、この「一定期間」といふのは一体どのくらいのことを考へていらっしゃるのか。また、現在外国人労働者はどのくらいいらっしゃるのか。復帰後これらの方々

に対しては、賃金を含む労働条件の改善という、こういう大きな問題がからんでくると思ひますけれども、具体的な対策はどのように考へていらっしゃるのか。この点についてお伺いしたいと思います。

○説明員(関英夫君) お答え申し上げます。

外国人労働力の受け入れ問題につきましては、本土におきまして労働力不足が次第に強まってくるに従ひまして、受け入れることが必要ではないかという論議もございまして、わが国の雇用情勢等から見まして、現段階では安易にまだ受け入れべきではないと私も考へております。しかしながら、沖繩におきましては、従来からパインとか砂糖関係の収獲作業などに外国人の季節的な労働者を受け入れております。この関係につきましては、これらの産業が沖繩における主要な産業であるというふうなことにかんがみまして、復帰後直ちにこれを停止いたしますと、これらの事業に少なからぬ影響を与えるおそれがあるというふうな考へまして、一定期間暫定的に受け入れを認め、その間に、積極的にその産業の合理化を進めていただくことにいたしたいと私も考へておるわけでございます。なお、約三千四百人ぐらいがこれらのパインや砂糖の収獲の関係に現在受け入れておる数だといふふうに記憶しております。

○藤原房雄君 最後になります、この失業対策事業のことでございますけれども、本土において、これは事業規模の縮小の方向に向かつておりますけれども、沖繩におきましては、この復帰時点におきまして相当な失業者といふものが見込まれるようでありまして、本土とは逆に、かえって失業対策事業の拡大といふことを考へていかねばならないのではないかと思ひます。こういう観点からいたしまして、失業対策事業、これをどのようにお考へになつていらっしゃるのか、先ほどちょっとお話ございましたけれども、具体的に伺ひたいと思います。

○説明員(関英夫君) お答え申し上げます。失業対策事業につきましては、本土におきまし

ては中高年齢者等雇用促進法によりまして、これから新しくは失業対策事業には入れないで、失業者につきましては、手当を支給しながら訓練をしたり職業指導したりして再就職をはかっていく、こういうことになっております。したがって、復帰後の沖縄におきまして、復帰時点での失業対策事業に就労している方々につきましては、復帰後もそのまま失業対策事業に就労していただくことといたしますが、復帰後制度の変更等に伴い出てまいります失業者に対しては、先ほど申し上げましたように、特別の求職手帳制度で三年間手当を支給しながら職業訓練等を行なっていくとか、あるいは、どうしてもそういったことで再就職がはかられないような場合で、必要があれば特別の開業就労事業というものを考えていくとか、あるいは公共事業への吸収の強化とか、そういうふうな施策で対処してまいりたい。こういうふうな考えでおります。

○星野力君 最初に山中長官に。

御承知のように、日本共産党員の沖縄渡航については、国会議員などの少数の例外を除きまして、アメリカ側は認めなかった。批准書の交換も済んで、もう二十日余りで祖国復帰が実現しようという今日の時点においても、そのような渡航の許可、不許可については、まことに不当な選別をやっておるのですが、これについてどうお考えになるか。日本共産党の中央機関紙であります「赤旗」の記者が、四月の六日でございましたか、復帰前後の沖縄の状況取材するためということ、渡航の申請をやっておるのですが、これも認めておられない。このことは、報道の自由に対する重大な妨害だとも思うのですが、こういう問題についてどういうふうにお考えになるか、ひとつお聞きします。

○国務大臣(山中貞則君) 私は、佐藤・ニクソン声明以降、その後逐次具体的になるに従って、アメリカ側もこのような入域チェックというものをやめてほしいということとはたびたび言っているのではありませんが、まあ努力いたしました結果、国会

議員並びにその秘書、それもそのつど同一人でなくともいいところまで何とかいきましたけれども、その後私の努力の足りない点もございまして、しかしながら、アメリカ側においては、もう旬日に控えた今日でも、なおかつ、同じような姿勢をくずしておりません。ことに、「赤旗」の人たちは支局の開設事務等そのほかにはやはり当然の仕事として持っておられるようであります。秘書として行けば行けることも可能なのであります。けれども、それはやはり報道人としてのプライドが許さないと御意見等もあるようであります。私もごもっともなことだと思ひまして、アメリカ側に対して、この際、復帰準備のために行かされるのであるから、それらの方々にいつて入域を認めてほしいというこの連絡をいたしておりましたが、遺憾ながら今日までの態度が基本的に改まって、すべてのかきねがなくなったという感触を受けていないことをはなはだ残念に思い、申しわけなく思う次第であります。

○星野力君 これはまあ共産党なり、「赤旗」の問題でなしに、日本国の権威の問題でもあると思うのです。で、アメリカのそういう態度をくずすためにも、私もひとつ山中長官に大いに御期待いたしておきます。よろしく。

返還される道路の問題であります。協定の合意議事録にあらわれております路線名、ここに概算距離が出ておりますが、これ実際にもう大体煮詰まってきたおると思ひますけれども、帰ってくる道路というのは、たとえば一道路線なら一号の、また十三号線なら十三号線と普通言われておるものの全部が帰ってくるのでしょうか、それとも米軍基地内に取り込まれる部分というのはあるのございまいしょうか。私、建設省のほうの政府委員の御出席をお願いしていなかったのですが、ごなからでもひとつ。

○国務大臣(山中貞則君) 沖縄において国道として引き取ります路線は、全部結果的には国の直接の管理として返されることになると思ひます。問題がなお存している点があるとすれば、それは飛

行場の手前の小塚の現在締めてございまして、沖縄県民並びにアメリカ人以外のものが車両等も含めて立ち入りを許されない道路、これも当然国道に編入をいたしますので、これは復帰の日から本土の国道同様、基地の中でありまして通過することと可能であるような措置が絶対必要でありますので、その点いまアメリカと折衝しております。その感触では、ほぼ見通しは明るいという点に立っておりますので、ほかの点は、もう大体はかの路線は問題がないと思っております。

○星野力君 前回、私、十六号線、嘉手納のあの北側にある路線、あの十八ゲートから道路の北側の第四百弾薬部隊の弾薬庫、あそこの間がしよっちゅうアメリカ側によって交通遮断されて、弾薬の輸送が行なわれておる問題についてお聞きしたんですが、その際に、外務省の橋本参事官から、施政権返還後は管理権はわがほうにある。道路の使用状況は本土と同じになると、こういうお答えがあった。また、いま総務長官からも非常にはつきりしたお答えがあったんで、大体それでわかるんであります。が、そうしますと、弾薬輸送の際に米軍が交通遮断をやるというようなことはもうなくなるんだと、こう解釈してよろしゅうございまいしょうか。

○説明員(橋本正忠君) ただいまの問題の道路についていまして、復帰後において、その法的な性格につきましまして、先生いまおっしゃいましたとおりでございます。管理権は当然わがほうに返つてまいります。そういう権利の関係を別にいたしまして、実際の道路、たとえば基地の中のものに移動するとか、車両を移動するとか、そういうような事例というのは、これは必ずしもその基地のみに起る現象ではなくして、潜在的にはどの基地にも出入り、あるいは移動ということが起こり得ると思ひます。そういう場合はそれに応じたやはり地位協定の関連の規定がございまして、これについても本土と同じように地位協定の関係の条項に従って処理をされるということになると思ひます。

○星野力君 私がお聞きしておるのは、本土の道路におきましては、米軍が自分の手で交通遮断をやるというふうなことはいいはずですが、沖縄においても——ものの移動じゃないんです。交通遮断をやるのかやらないのか。やるようなことはなくなるんだらうと、こういうことをお聞きしておるんです。

○国務大臣(山中貞則君) 御質問の趣旨がわかりましたから、私から答弁をいたします。現在アメリカのつくりました軍管線道というのは、管理も、それから道路交通取り締まりも、米側が一義的に行なっておりますから、いまおっしゃったような道路の米側の手による締め切り、遮断等が行なわれておることはたびたび見聞するところであります。しかし、復帰いたしますと、これは国道、県道、それぞれ日本国の道路として編入されて、管理が日本側に移ります。それに對して道路の交通取り締まりも琉球警察というものに——琉球警察といふのはいまの名前でありまして、日本側の沖縄県警本部の手に移るわけでありまして、少なくとも米側が、先ほど橋本が申しましたような、正式の協議を経て、かりに遮断をするにしても、その必要がかりに起こった場合としても、管理者たる日本国あるいは沖縄県というものの事前の同意なしに米側の手によって道路が遮断されるということはありません。原則的には全部、遮断をするにしても、日本の警察官というものの手によって行なわれるというところは申し上げられると思ひます。

○星野力君 どうも日本側の同意を得て遮断がやられる可能性があるような感触を受けるんであります。その点やはり問題と思ひますけれども、これはもつと時間をかけて、ひとつ今後の状況を見ながら、さらにお聞きしていきたいと思ひます。何ぶんにも時間が少ないものですから、次の問題に移りますが、軍用地の問題であります。返還後の軍用地の賃貸契約の交渉、これはどの程度に進捗しておるか、大ざっぱなところをひとつお答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) 私は、佐藤・ニクソン声明以降、その後逐次具体的になるに従って、アメリカ側もこのような入域チェックというものをやめてほしいということとはたびたび言っているのではありませんが、まあ努力いたしました結果、国会

○政府委員(鍋崎富司君) 現在、現地におきまして説明会を開いておりまして、第一回は三月の初旬から中旬にかけて行ないました。第二回目は四月のやばり初旬から中旬にかけて行なっております。現在、その第二回目の説明会におきましては、私も手持ちの額を全部御提示申し上げまして御納得をいただくということで説明会を開いたわけですが、現在の状況では、市町村の役員会、それからその傘下の部落会で賛成していただいているところも若干出ております。で、なお引き続いて説明、交渉をやっていくという段階になっております。

○星野力君 政府は、この問題について、しばしば土地取用にあたっては話し合いで契約をする、強制的にはやらない、できるだけそういう強制的なことは避けるのだというように言っているが、それだと思ふのですが、その方針には変わりないわけですか。

○政府委員(鍋崎富司君) その方針には変わりはないわけですね。

○星野力君 待つて下さい。話し合いでいくということは、個々の地主と話し合いで契約していくということでありまして、それから一緒に聞きますが、契約には契約期間というものがあると思うのですが、これは一年ごとに契約を更新していくということですか。その二点ですね。

○政府委員(鍋崎富司君) 契約は、個々の土地所有者の方々と契約するということでございます。ただ、数がたいへんに多い場合には、たとえ部落会単位で代表者をきめて、委任された代表者の方とやるというのは、これは本土の場合でも例があるわけではございます。そういう方法があるならば沖繩でも採用していきたい、こう考えております。しかし、基本は個々の土地の所有者と契約するというところでございます。

それから第二の点ですが、特に駐留軍関係の土地の賃貸借契約書では、形式上一年ごとの契約ということになっておりますが、その契約が一年ご

とに切れるのか、続いていくのかという点でございしますが、これはいろいろ問題のあるところでございしますが、私も従来の方といたしましては、不確定期限といいますが、駐留軍が駐留している限り契約は更新していただくという考え方をとっております。

○星野力君 最後のところは、一年ごとの契約じゃないに、実際の問題としては、その土地をアメリカ軍あるいは自衛隊が使用しておる限りその契約が続いていく、こういうことだと思ふますが、それはいまそういうふうにお聞きしておきま

こういふやり方でやっていきまして、契約できない地主も出てくると思ふますが、その場合は、地主が自由に自分の所有地に立ち入りそれを使用することもできると、道理から言うところいうことだと思ふますが、それでいいですか。

○政府委員(鍋崎富司君) 契約を拒否された所有者の土地をそういうことで使えるかというお尋ねでございますけれども、私もその考えをいたしまして、今回の暫定使用法によりまして、やはりこれは駐留軍のために使わなければならぬ。したがって、使っている間は、使用者たる米軍が土地を管理いたしますので、その許可がない限りは立ち入りはできない、こう考えております。

○星野力君 まあ、だから話し合ひといひましても、要するに、話し合ひに應じなければ結果はわかっていくんだと、こういうことなんですから、まあこれは半分以上強制ですね。まあアメリカ軍があるから、その許可を得なければそこに立ち入ることも使用することもできないと、そういうことかもしれないが、かりに、契約に應じない、契約を拒否する人たちが五月十五日以後自分たちの土地にすわり込むというふうな、あるいはすわり込むとする、立ち入るというふうなこともこれは考えられると思うのですが、そうなる

と、いまのお話のように、相手が米軍でありますから不測の事態もこれは考えられるわけでありま

すが、そういう場合にはどういふふうに対処なさいますか。

○政府委員(鍋崎富司君) ちょっと私には答弁が、荷が重たいと思うんでありますけれども、そういう、許可がなくて立ち入るような事態がないようにまずいたしたいと思ひますし、そういうことを、そういうまあ不測の事態をできるだけ避けるようにしたいという以外に御答弁申し上げようがないと思ひます。

○星野力君 まあそういう事態が絶対にないとはあなた方考えておられないだろうと思ふんですよ。その場合一体どうするのか。アメリカ軍の処理にまかせるのか、あるいは日本側として、当然日本側としてこれはまあ考えておられると思ふんですが、そのことをお聞きしておるんです。まあ長官のほうがお答えできるなら長官からお答えしてもらいたいと思ふんですが、そういう場合に自衛隊を使うというふうなこと、排除のために自衛隊を使うというふうなことは考えておられますか。長官いかがですか。

○国務大臣(山中貞則君) まあこれも、私の所管でないことは重々御承知の上での御質問であります。自衛隊はそういうものを主目的としたものではありませんが、国士、民族の生命財産をまもら守るという立場に徹すべきでありまして、そのような治安行動に似たような行動というもの、よほどの事態でない限りは考えられないことだと思ひます。

○星野力君 よほどの事態でなければ考えられないと、当然そうだろうと思ふのです。防衛庁のそのちの担当の方のおいでになるなら重ねてお答え願ひたいと思ふのですが、私、心配いたしますのは、ことしの一月二十七日から二十九日にかけて三日間、海上自衛隊佐世保地方隊が沖繩上陸に備えた警備強化をねらった訓練をやった。そしてそのことが、NBCというのは長崎放送でありますか、また、沖繩でもテレビを通じてそれが放送されて、沖繩で相当これが問題になっ

た。沖繩のデモ隊、まあこれは土地問題だけじゃ

ありませんけれども、いろいろの場合に想定されるデモ隊の鎮圧を目ざすところの訓練、そういうふうにはこれは伝えられておるんであります。が、こういうことがあるから私さきのような質問をいたしたわけでありまして、この問題についてどういふふうにお考えになりますか。防衛庁の方、この問題の事実。

それからいま私が問題にしておるような、こういうことをやってもらっちゃ困ると思ふのです。デモ鎮圧に自衛隊を出動させるなんということは、そこまで考えていま沖繩返還ということに備えておられるのかどうか、その辺のことをお聞きしたいと思ふのです。

○理事(橋正俊君) ちょっと速記をやめて。
〔速記中止〕
○理事(橋正俊君) 速記を起して。
○星野力君 それじゃ、ひとつ、長官から、国務大臣としてお答え願ひたい。

○国務大臣(山中貞則君) どうもはなはだ本日は汗のかきとおしであります。私が国務大臣として一人しかおりませんから、答弁を逃げると思われちゃいけませんので、私の答えられる範囲で申し上げます。自衛隊というものがいろいろ想定をした演習その他訓練等をやることはあり得ることであると思ひます。しかし、それが沖繩において、自衛隊の移駐もしくは軍用地の契約に伴うトラブル、そういうものを初めから想定をして、その場合において実力行使できるような訓練をするというところはなほだ穏やかならぬことである。私はそのようなことではなかったのではないかと、このことを一応願っております。

○星野力君 長官、現段階の中では沖繩の問題、一番これはよく勉強もなさり、心配もしておられると思う。沖繩県民のそれこそ心もよく御存じだと思ふのです。いま私が心配するような事態が絶対に起きないようにするという決意をひとつ、長官の立場で御披露願ひたいと思ふのですが、質問を続けます。

軍用地の地代、地料、これは現行の六・三倍と

いうこととございましたか。あはれは四十七年度の予算には沖繩関係の防衛関係費の中に入っております。その金額幾らでしょうか。

○政府委員(鋼崎富司君) 四十七年度の予算の中に計上してございます。それで百六十五億でございますが、この倍率というのは、単純に平均して総額同土を割り合ったという感じだけのものになりますけれども、現在米軍が支払っております年間の借料額は約二十八億でございます。で、今回の百六十五億というのは、四月一日からの計算でございます。百八十八億ということになるのです。復帰が一カ月半おくれますので、百六十五億という額を計上してございます。この中身は、百三億が純粋の借料、それから二十七億が費目として土地購入費ということで計上してございまして、これは純粋借料のほうに回せるといふ額でございます。そのほかに見舞い金としまして三十五億、合計百六十五億を計上してございます。

○星野力君 わかりました。そうしますと、この借料が何倍になるのかわかりませんが、六・三倍ということじゃないように感じますが、その中の見舞い金ですね、三十五億、これはどういう方法で支払われるのですか。また見舞い金というのは、毎年この率の額でもって支払われるのですか。

○政府委員(鋼崎富司君) 三十五億は、一応性格的に二つございますけれども、一つは過去長いこと異民族の支配下で御苦労されてきました心理的、精神的な負担に対するお見舞いと、これが大部分でございますが、これと、まあ契約していただいた方に対する心ばかりのお礼と、この二つがございまして、それでこのうちの、先に申し上げました心理的経済的負担に対するお見舞いは通減してまいります。四十七年、四十八年、四十九年、三十九年お支払いするということを現在考えております。

それから契約していただいた方へのお礼は四十七年度限り、今年限り、こういう考えでおります。

○星野力君 ちょっとわからぬのもう一度教えてください。契約すると四十七年度限り、一回だけこの見舞い金が出る。それから三十九年、三年間にわたって出るというのは、またこの契約しないで来年契約するということですか、契約した人に出すということですか。

○政府委員(鋼崎富司君) 前段に申し上げました心理的経済的負担に対するお見舞いは、契約したということ、それから契約に結びついたということに關係なく出ます。したがって、四十八年度からは、協力者に対するお礼のほうは出なくなりまして、額は通減しますが、拒否された方にもその額の範囲で、ある一定の比率ではじいたものが支給されるということになります。

○星野力君 よくわからないんですが、全体の地主ですね、これに一定額を土地の面積に応じて平等に見舞い金を出すと、それからもう一つの部分は、契約に結びついた人に出すと、そして来年以後は契約に結びついた人に出すというんですか。強制収用した人たちに来年以後出すと、こういうことですか。どうもこれは私理解力が足りないのか、よくわからぬ。

○政府委員(鋼崎富司君) ちょっと説明がまずかったと思いますが、全体の契約に——契約といいますが、過去の心的、経済的負担に対するお見舞いのほうは、これは契約された方にも拒否された方にも出るわけでございますが、これは現在一応試算でございまして、おおよそ二カ月分、この額は翌年度も通減いたしますが、ということ、二カ月を切るわけでございますけれども、同じように全体の方に出る。三年目も通減しますが、同じように全体に出ますと、こういうこととでございます。

○星野力君 そうすると、一口にいうと、契約に結びついた人にはお見舞い金よりたくさん出るといふことになりますか。

○政府委員(鋼崎富司君) 初年度だけ契約に結びついた方が、その契約に結びついたというお礼の分だけよけい出るわけでございます。

○星野力君 なかなか説明むずかしいんですが、要するに表現は悪いけれども、にんじんを突きつけて、応じたらこれだけ有利になるんだぞと、こういうやり方の見舞い金ですね、これは、わかりました。

時間がありませんから、あと一つだけ聞きますが、いろいろな形の住民の請求権の問題、これは非常に複雑だということを言っておいて、なされた。調査しなければならぬ具体的な数字も出てこないというお話でございましたが、具体的な状況をどの程度調査されたか、現在までの調査状況、これもごく大ざっぱでよろしゅうございまして、から、どなたからかひとつ。

○政府委員(鋼崎富司君) 現在、施設庁としてやっておりますのは、基地提供業務に関連してやっております。ございまして、本格的な調査は復帰後に行ないたいと思っております。それで、この請求権に関する調査につきましては、対策庁のほうとも十分連絡、調整させていただいてやりたいと思っております。琉球政府とも密接なる連絡のもとにやりたいということを考えております。それで、この一月に現地に参加して法務局長とお話し合いを、この問題についていたしたわけですが、琉球政府のほうでもいろいろとお考えがあるようでございまして、それで私どもは四十七年度の予算として約千八百万円の調査費を組んでおりますが、この使い方をどうするか、よく相談してやっております。御要望がございまして、それは十分そういうふうによりやりますと、それで、このときの会議は終わっております。それで、そのあと二月に事務当局同士、琉球政府の土地業務課と現在沖繩事務局に参っております職員との間で、具体的な打ち合わせをしております。そのほかは本格的な調査に入っておりませんけれども、一応海没地——那覇港以外の海没地の状況等につきまして、これは図面でございまして、それども、一応チェックいたしております。

それから北部訓練場の現地調査に行きましたときに、入り会の実態について大ざっぱな調査をして帰ってまいっております。

以上でございます。

○星野力君 まあ、施政権が返ってこない時点において、いろいろ調査に思うにまかせない点もあると思うのでありますが、この請求権の調査の問題にしまして、先ほど来私以外の委員の方のいろいろな御質問についての答弁の状況を聞いておりました。問題がなかなかかどってこないというところ、一番はかどっているのは自衛隊の配備の問題で、これは非常に手回しよく、よ過ぎて失敗もしておりますが、その他の点ではあまり期待しておったほど進んでおらぬ。山中長官が言っておられたはずなのに、こういう状態じゃちょっと心細い感じがいたしますが、きょうは時間もありませんから、長官にはうんとそういう点もよく腹に入れて奮闘していただきたいと思っておりますし、私もきょうお聞きしたことをもとにして、このあとの委員会でも質問させていただきたいと思っております。

きょうはこれで終わります。

○理事(橋正俊君) 本調査に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時三十七分散会

三月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、沖繩の米軍基地内免許業者の権益保護に関する請願(第一二五号)

第一二五号 昭和四十七年三月十六日受理

沖繩の米軍基地内免許業者の権益保護に関する請願

請願者 沖繩那覇市首里石嶺町三ノ四二

与那嶺健和

紹介議員 喜屋武直榮君

沖繩米軍基地内で免許業者として営業を営んでいるものの生活権保護のため左記事項の実現を図りたい。

(一) 米軍基地内免許業者を復帰後も継続して営業できるようにすること。

(二) 現行の沖繩地区エクステンションとの直接契約を政府機関を通ずる間接契約への改善を講ずること。

(三) 米軍の基地縮小による事業の整理、縮小若しくは転・廃業にあつては、

1 事業縮小若しくは転・廃業によりこうむる損害を補償すること。

2 転業の場合に長期低利融資制度の適用など転業資金の特別措置を行なうこと。

3 離職、失業する従業員に対して補償をすること。

4 従業員に対しては見舞金を支給すること。とくに廃転業資金については、

1 金額については、二十七業種ある関係から、約六億を拠出すること。

2 利息は、銀行法にいうところの法定利息、年六分にする。

3 貸付期間は、最低十年以上十五年とし、同年数すえおき払いとすること。

4 担保は、三万ドルまでは、無担保とすること。

(四) (一)、(二)については千九百七十二年十二月三十一日から適用すること。

理由
戦後二十七年にわたつて私たちの生活は、日本政府の行政権放棄により、米軍の支配下におかれ、米軍基地内の「免許業」を営むことにより、定着してきた。しかし、沖繩返還による米軍基地縮小等により、我々は廃転業を余儀なくされ、三千人の従業員の生活もおびやかされている。

三月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律

第十七部 沖繩及び北方問題に関する特別委員会会議録第四号 昭和四十七年四月二十一日【参議院】

律の一部を改正する法律案

沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律

沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第四十五条中「又は沖繩の労働組合法(千九百五十三年立法第四十二号)に基づき法人である労働組合」、「又は沖繩県の区域内の当該市町村」及び「それぞれ」を削る。

第四十六条第一項中「沖繩の労働組合法」の下に「(千九百五十三年立法第四十二号)」を加える。

第五十条の次に次の一条を加える。

(沖繩県の市町村の職員の身分取扱いに関する経過措置)

第五十条の二 沖繩県の区域内の市について地方公務員法第七條第二項の規定を適用する場合

には、この法律の施行の日から起算して三年間は、同項中「人事委員会又は公平委員会」とあるのは、「公平委員会」とする。

2 沖繩県の区域内の市町村の職員(地方公務員法第四條第一項に規定する職員をいう。以下この条例において「職員」という。)に係る労働関係その他の身分取扱いについては、この法律の施行の日から起算して三年間は、次の各号に定めるところによる。

一 職員のうち地方公営企業労働関係法第三條第二項に規定する職員(以下この条において「企業職員」という。)以外の者については、地方公務員法第三章第九節及び第五十八條(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二條第一項に規定する者に適用される場合に限り、第五十八條第三項中労働基準法第七十五條から第八十八條まで及び船員法第八十九條から第九十六條までに係る部分を除く。)の規定は、適用しない。

二 職員のうち消防職員及び企業職員以外の者については、地方公務員法第三十七條の規定は、適用しない。

三 職員のうち企業職員以外の者に係る処分であつて、労働組合法第七條各号の一に該当するものについては、地方公務員法第三章第八節第四款及び行政不服審査法の規定は、適用しない。

四 職員のうち公立学校の教職員については、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十一條の四の規定は、適用しない。

五 職員のうち企業職員については、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十六條及び地方公営企業労働関係法の規定は、適用しない。

六 職員のうち地方公営企業労働関係法附則第四項に規定する者については、同項の規定は、適用しない。

3 職員に係る労働協約又は仲裁裁定については、この法律の施行の日から起算して三年間は、地方公営企業労働関係法第八條から第十條までの規定を準用する。この場合において、同法第十條第一項中「地方公営企業」とあるのは、「地方公共団体」と読み替へるものとする。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

(琉球政府行政主席への通知)
2 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

四月三日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月三日)

一、北方領土問題対策協会法の一部を改正する法律案

北方領土問題対策協会法の一部を改正する法律案

附則
(小字及び一は衆議院修正の部分)

この法律は、公布の日から施行す

る。

四月七日本委員会に左の案件を付託された。

一、北方領土復帰実現に関する請願(第一二三八号)

第一二三八号 昭和四十七年三月二十八日受理

北方領土復帰実現に関する請願

請願者 札幌市北四條西二丁目宮田ビル内

社団法人千島齒舞諸島居住者連盟

理事長 山下亮輔外五十五名

紹介議員 長谷川 仁君

北方領土復帰実現のため、左記事項について審議し、これを採択され国政に反映するよう要望する。

一、わが国固有の領土である齒舞群島、色丹島、国後島、択捉島の早期復帰についての国民世論の統一について、格別の努力を図ること。

二、日ソ平和条約の締結について、北方領土問題の解決を前提条件とし早期に解決するよう特段の配慮をすること。

昭和四十七年五月十三日印刷

昭和四十七年五月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局